

令和 7 年

# 三川町議会会議録

## 第4回議会臨時会

令和 7 年 7 月 9 日 開会  
令和 7 年 7 月 9 日 閉会

## 第5回議会定例会

令和 7 年 9 月 5 日 開会  
令和 7 年 9 月 11 日 閉会

三川町議会事務局

令和 7 年

## 第 5 回 三川町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開 会

令和 7 年 9 月 11 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日

9 月 5 日 (金)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
諸般報告		
・議員派遣報告		
荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告	.....	4
庄内市町村議会議長会全員研修会の報告	.....	4
・三川町行政評価に関する報告書について	.....	5
議第 51 号	令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 3 号)	.....
議第 52 号	令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	.....
議第 53 号	令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	.....
議第 54 号	令和 7 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	.....
議第 55 号	令和 7 年度三川町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	.....
一般質問	8 名	17

第 2 日

9 月 6 日 (土)

休 会

第 3 日

9 月 7 日 (日)

休 会

第 4 日

9 月 8 日 (月)

休 会

第 5 日

9 月 9 日 (火)

会議録第2号

議第 56号	令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	72
議第 57号	令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	72
議第 58号	令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	72
議第 59号	令和6年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	72
議第 60号	令和6年度三川町下水道事業会計決算の認定について	72

【決算審査特別委員会 開催】

第 6 日

9 月 10 日 (水)

休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第 7 日

9 月 11 日 (木)

会議録第3号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

(決算審査特別委員会委員長報告)	79	
議第 61号	三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議第 62号	人権擁護委員候補者の推薦について	84
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	86

## 令和7年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年9月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志 田 徳 久 議員 2番 鈴 木 淳 士 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 土 田 市 子 議員 5番 小野寺 正 樹 議員 6番 佐久間 千 佳 議員  
7番 砂 田 茂 議員 8番 佐 竹 優 子 議員 10番 町 野 昌 弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 鈴 木 重 行 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	佐 藤 亮 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	中 條 一 之 総 務 課 長
鈴 木 亨 総務課危機管理室長	鈴 木 武 仁 企画調整課長
本 多 由 紀 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋 藤 一 哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加 藤 恵 美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅 原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本 間 純 建 設 環 境 課 長	渋 谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒 田 浩 監 査 委 員	大 川 里 美 農業委員会会长

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸 議 会 事 務 局 長	林 愛 書 記
遠 渡 蓮 書 記	高 橋 歩 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 9月5日（金） 午前9時30分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般報告 ・議員派遣報告 莊内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告 莊内市町村議会議長会議員全員研修会の報告 ・三川町行政評価に関する報告書について
日程第 4	議第51号 令和7年度三川町一般会計補正予算（第3号）
日程第 5	議第52号 令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第 6	議第53号 令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
日程第 7	議第54号 令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議第55号 令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9	一般質問 8名

○ 散 会

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから令和7年第5回三川町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 志田徳久議員、2番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る8月28日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和7年度各会計補正予算5件、令和6年度各会計決算認定5件、条例制定1件、人事案件1件、以上12件があり、この他に諸般報告3件、一般質問8名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から11日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、令和7年度の各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後4時30分以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、8名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

2日目の6日、3日目の7日、4日目の8日は、本会議は休会であります。

5日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、令和6年度各会計決算認定5件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により決算審査特別委員会を設置し、各会計決算5件を審査付託します。

これで本会議は終了となります。その後、決算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めるにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

6日目の10日は、午前9時30分から引き続き決算審査特別委員会が本議場で再開されます。

7日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。次に、条例制定1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に人事案件1件が上程、採決となります。その後、議長提案1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願ひいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月11日までの7日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月11日までの7日間に決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。

「庄内地方町村議会議長会議員前期研修会」、「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」、以上2件について、派遣議員からその報告を求めます。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは、私からご報告申し上げます。

#### 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

##### 1. 目的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和7年7月31日（木）

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 遊佐町 鳥海温泉「遊楽里」

5. 研修内容 講演「現代の北前船クルーズ船が拓く庄内の未来」

講師 酒田港女みなど会議

理事長 加藤明子氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和7年9月5日

三川町議会 総務文教常任委員会  
委員長 鈴木淳士

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和7年8月4日(月)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 酒田市 ル・ポットフー

5. 研修内容 講演「地域医療の今後」

講師 地域医療連携推進法人 日本海ヘルスケアネット  
代表理事 栗谷義樹氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和7年9月5日

三川町議会 総務文教常任委員会  
委員長 鈴木淳士

○議長(町野昌弘議員) 町当局より「三川町行政評価に関する報告書について」、報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。佐藤副町長。

○説明員(佐藤亮副町長) 第7次三川町行財政改革大綱並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和6年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第4次三川町総合計画の実施計画に掲げておりました事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と

課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議において、第2次評価を実施いたしたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、去る8月19日、町内各機関・団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で諸般報告を終わります。

お諮りします。日程第4から日程第8まで、以上5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第8まで以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第4、議第51号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第3号）」、日程第5、議第52号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第6、議第53号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第54号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第55号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第51号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第3号）」、議第52号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第53号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議第54号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び議第55号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第51号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第3号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,480万円を追加し、補正後の予算総額を57億5,007万9,000円としたものであります。

まず歳出でありますが、2款総務費については、一般管理費、文書広報費、財産管理費及び企画費の追加補正並びに電子計算費の財源更正、更に、戸籍住民基本台帳費、基幹統計調査費の追加補正であります。

続きまして、3款民生費については、社会福祉総務費、障害者福祉費及び保育費の追加補正であり、4款衛生費については、予防費の追加補正と保健活動費の財源更正であります。6款農林水産業費については、農村総合整備事業費の追加補正、8款土木費については、道

路維持費、公園費及び住宅管理費の追加補正、9款消防費については、消防施設費の追加補正であり、10款教育費については、スクールバス運営費、小・中学校の学校管理費の追加補正と学校給食費の財源更正であります。

次に、歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を3億3,900万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第52号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,937万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,167万6,000円といたすものであります。

まず、歳出でありますが、1款総務費については、一般管理費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の追加補正、6款については、基金積立金の追加補正であり、8款諸支出金については、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第53号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億2,228万2,000円といたすものであります。

まず歳出でありますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金の追加補正、4款諸支出金については、後期広域連合市町村保健事業支援補助金償還金の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、歳出の補正費目に伴い4款繰越金に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第54号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,579万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を9億1,839万3,000円といたすものであります。

まず歳出でありますが、1款総務費については、介護認定審査会費の追加補正、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の追加補正であり、7款諸支出金については、償還金の追加補正であります。

次に、歳入でありますが、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第55号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」でありますが、猪子地区農業集落排水処理施設において、汚水処理装置の一部が故障し更新を要することから、その費用として資本的支出、建設改良費を増額いたすものであります。なお、増額した収入の財源につきましては、一般会計6款農林水産業費において計上した同額を本会計の資本的収入、補助金として増額するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） では3点ほど伺いたいと思います。

まず一般会計補正予算の方、8ページ、3款民生費の保育費のところです。ここの修繕料、国庫支出金等返還金のこちらの説明をお願いいたします。

そして、その下の4款衛生費の予防費、こちらはどのような予防接種に充てられるのか。どのような人が対象になるのかお聞きしたいと思いますし、また、この接種の時期はいつごろを想定しているのか伺いたいと思います。

もう一つ、次の9ページになります。8款土木費の公園費のところですが、公園遊具整備費、こちらはどちらの公園にどのような遊具を整備するのか。整備ということなので、これは新たな遊具を設置するという理解でよろしかったのか。併せて、ここの財源についての説明もお願いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子子育て支援室長） ご質問の1点目、保育費の修繕料につきましてござります。まず初めに申し上げたいことは、みかわ保育園・幼稚園全体として経年劣化による修繕が増えてきている傾向があり、例年エアコン関係、調理室関係、放送設備関係の修繕が多くなっております。その中で、今年度の大きな修繕として、高圧気中開閉修繕として66万円、遊具の修繕に28万円、その他修繕に33万円ほど支出しており、現在の残高が10万円程度になっております。今回の補正は、今すぐ修繕を必要とするものではございませんが、子どもたちの安全を確保するためにも何かあったらすぐ対応できるように計上しました。

金額の算出としては、過去3年間の9月以降の支出を確認いたしましたところ、160万円から200万円程度を支出しております。内容としては突発的なものが多いのですが、エアコン修繕につきましては毎年支出しておりますので、その分を見込みまして計上いたしました。

次に、国庫支出金等返還金についてでございます。主な内容としては、学童に関するものとして長時間開所加算の要件が満たされなかったという会計検査員の指摘があり、該当にならなかったものとして約40万円ほど返還になります。具体的な内容としては、学童開所時間である12時から19時までの7時間で申請していたものが、児童が実際いる時間、つまり14時30分以降の6時間以上の開所でないと該当にならないと指摘を受けたことから返還となったものでございます。

その他の内容としては、病児・病後児保育の利用人数や子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の利用者が当初見込んだ人数より減少したことにより返還するものとなっております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 4款1項2目、その中の予防費の予防接種委託料について内容とその対象時期についてお答えします。こちらの予防接種の内容としましては、新型コ

ロナウイルスのワクチン接種になります。対象としましては、昨年度も実施しましたが65歳以上を対象としておりまして、接種時期につきましてはなるべく早く接種できるように進めていきたいとは考えておりますが、10月以降になるかなと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款4項2目公園遊具整備事業に関するご質問でございました。設置場所及び内容につきましては私の方から、財源につきましては総務課長よりご答弁申し上げたいと思います。設置場所でございますが、こちらにつきましては袖東公園を予定しております。

遊具の内容でございますけれども、オムニスピナーという遊具でして、いわゆる回転遊具でございますけれども、小さいお子さんが4人ほど一緒に座ってそれを外からぐるぐる回すような、そのような遊具がまず1台、あとそれに加えまして、スイング遊具というものを2台想定しております、これもどういったものかと申しますと、1台がシーソーに近いような感じの遊具でございます。また、もう1台がスプリング遊具みたいな一人乗りの遊具を想定しております、現在その遊具でございますけれども、昔の基準と違いますし、やはり安全性が最優先されるということで、ご存知の方も多いと思いますけれども、回旋塔という昔のぐるぐる回るような、そういうジャングルジムが回るような遊具とかがありましたけれども、ああいったものが怪我、事故のもとということで、今はそういった遊具というのは造られていなくて、実際にそういった遊具は町内には今ないのですけれども、それに代わるような、現在の安全基準に適合したような遊具、そういったものを今回合計3台、袖東公園に設置させていただきたいということで計画しておりますとございます。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいまの土木費に計上しています公園遊具の財源につきまして、私の方から説明をさせていただきたいと思います。今回、鶴岡信用金庫の方から町に寄附金として歳入の方にも計上しておりますけれども、300万円の歳入の計上がございます。そういった寄附金に対して財源の方、今回の公園遊具の方に300万円、その他、ふるさと基金の方を充当いたしまして、合計690万円の事業費として計上いたしているものでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 保育費のところ、修繕料、国庫支出金等返還金の内容を理解いたしました。保育費ということで少し関連してお聞きしたいんですけども、現在、保育園・幼稚園の工事、屋根とか照明のLED化というように伺っておりますけれども、こちらの進捗状況、その辺もお聞かせいただければありがたいと思います。

それから衛生費の予防接種のところなんですけれども、昨年同様65歳以上の方を対象というお話をございました。この対象を昨年度の対象者に対する接種率ですか、実際に接種された方の比率、それと今回その接種率をどのくらい想定なさっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから遊具の方の詳しい説明いただきました。少しイメージがよく分からないんですけど

れども、おおよそのところは理解できました。近年やはり暑い日、猛暑が続いている中で、結構遊具も高温になってやけどの心配もするのではないかということで危惧されているという報道もあります。近年は金属から素材はプラスチックと言っていいのか、プラスチックと思われるような素材のものも結構な高温になります。そういう意味からも私は木製のもの、遊具の特性にもよると思うんですけれども、できれば木製のもので造っていただければ比較的高温に、熱いは熱いんですけれども、他の素材から見ると比較的に外の温度に影響されにくいのではないかというように思います。また、肌寒くなってきたころもぬくもり感というのも感じることができますので、まだその辺の具体的な素材等が決まっていないというのであれば、ぜひ木製のものも検討していただきたいなというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 現在、保育園・幼稚園で行われている工事が二つあります、一つ目は園全体のLED工事を行っております。現在作業は6割から7割程度完了しております。高所作業用の足場も撤去されまして、今後は保育室や調理室のLEDの交換作業に移ってまいります。完了は9月下旬から10月上旬を予定して進めております。二つ目は、保育園棟の屋根改修工事になります。こちらの作業は8割ほど完了しております。今後は雪止めを設置するのみということで、9月末の完了を予定しているところです。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 新型コロナウイルスワクチンのワクチン接種に係る昨年度の接種率と今年度の見込みということのご質問でございました。昨年度の接種率につきましては22.4%となっておりました。今年度は昨年度実績をもとに試算しまして、試算というか想定しまして、まず25%の接種ということを想定して予算化をしたところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 遊具に関しての木材利用ということでのご質問がございました。確かに木はぬくもりがあり、暑さ、寒さに対しても金属と比べると非常に柔らかいというのはそういった評価というのは私も重々承知しております。ただ、一方で、その遊具という特性上、屋外で野ざらしになる、炎天下あるいは冬は氷点下といったところに野ざらしになるというところ、あとはやはり経年劣化できなれども小さなお子さんの手を傷つけてしまうとかそういったリスクも内包しているというように認識しております。やはり材料については適材適所というものがございますので、そういったものを鑑みながら判断してまいりたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 私の方から3件ほどお願いしたいと思います。

今、遊具のことを聞かれていましたが、私もその辺のことをお聞きしたくて質問内容を準備しておりましたけれども、まずどこの公園かというのは袖東ということが分かりました。でも、なぜ袖東だったのか。何か事故か何か起きてからの要請があったのか。それともなぜいろいろなところ、各町内会があるわけですかとも袖東に限定したということは何かあつ

たのかということと、各町内会にも公園の方はあるわけですけれども、そちらの方の整備というか、そういった面はどうなっているのか。町内会から申し出がなければ整備の方には取り掛からないということなのか。その辺のことをお聞きしたいと思いました。

次に後期高齢者医療特別会計の4ページ、2款1項1目18節、後期高齢者医療広域連合納付金についてですけれども、補正に至った要因は何か伺いたいと思います。

次に介護保険特別会計の4ページ、1款3項1目介護認定審査会費、介護認定審査会委託料が補正になっておりますけれども、その原因は介護認定者が増えたのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まずご質問の1点目、袖東公園を選定した理由でございますけれども、道路を挟んで東側にテオトルがございます。子育て交流施設でございますので、屋内遊具の他に、天候の良いときは外で子どもたちから遊んでいただきたい。そういった町の子育ての中核施設、シンボル的な施設に隣接する公園でございますので、袖東公園をより有効に使っていただきたいという思いで袖東公園ということでさせていただきました。

特に、袖東公園の遊具で事故があったとかそういったことではございませんので、その点はご理解を賜りたいと思います。

また、もう1点、町内会の公園になぜしなかったのかというところのご質問でございますけれども、公園も2種類ございまして、町が管理する公園とあとは町内会持ちの公園の2種類ございます。町内会持ちの公園につきましては、その町内会の考え方にもよりますけれども、その宝くじの助成等を使っていただいて遊具を設置、あるいは更新しているという町内会もございます。今回、町で整備・管理している公園の中で一番町の今展開している施策の中の子育てという部分で、そういった部分のシンボル的なテオトルと一体として使っていただいている袖東公園に整備することで、より町として子育て支援の部分を更に充実させていきたいという思いで設置させていただくこととしたところであります。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 後期高齢者医療保険に関するご質問がありました。後期高齢者医療広域連合納付金に関してでございます。こちらの方につきましては、後期高齢者医療連合の方から納付金の方の三川町に対する負担金の通知がございます。そちらの増額に伴います増額となっているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） 介護保険特別会計の中の介護認定審査会委託料の増額に関する要因ですけれども、こちらに関しては介護認定審査会は鶴岡市の方に委託しているものであります。この度鶴岡市の方から委託料の増額について相談というか要望がございまして対応するものです。理由としましては、一番は人件費上昇、併せて通信費と諸経費が増大しているということで、要望を受けて対応したものであります。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） まず公園の件なんですけれども、先日、中学生との議場懇談会が行

われまして、14名の中学生がいらしてくださいました。14名の方のいろいろな意見の中から12件公園に関する意見がありまして、中学生にしてみれば、公園の整備は住みたいまち三川町、戻って来られる三川町に繋がることだということも発表しておりました。公園は町民の触れ合うきっかけを作る交流の場として考えているということでした。公園で体を動かし、メディアだけの生活にならず健康に過ごせるという意見もありました。袖東公園に集中して子育て支援を厚くするというお話がありましたけれども、テオトルで三川の町民が2,600人ぐらいでしたよね、年間利用率。他町村が6,000人ぐらいだったと私は記憶していますけれども、その大勢の中で時間を区切っての利用となるものですから、その間に空いたところで袖東を利用するというイメージもありましたので、そうしますと三川町民だけのものでなくて、まず鶴岡市、酒田市からも来るかもしれませんけれども、子育て三川町にも充実はしているかと思うのですけれども、何もその袖東公園に集中しなくとももう少しバラけて、この中学生の方たちも集える、町民の方も気軽に行ける近くの公園を充実することも大事なことではないかと思いますので、いろいろやりくりはあるかと思いますけれども、中学生の思いも汲んでいただいて、町民と触れ合う場を近くに設けるということも、ぜひこれから整備の方を進めるときに希望したいと思います。

認定審査会の手数料と人件費の方の高騰によるとありましたけれども、そうしますとその前段階の認定調査費のその辺には及ばないわけですか。一応審査会の方の請求があつたために補正予算を組んだというだけのことですか。それでしたら回数にもよるかと思うんですけども、どのくらいの頻度でどんな感じでその審査会が開かれているか。要請があつたときに開くのか、それとも件数がまとまったときに開くのか、どんな感じでその審査会は開かれているんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 公園に関するご意見という形で承らせていただきたいと思います。町が設置する公園、町内会が管理する公園、やはりそこの線引きというのは我々行政としてはある程度しっかりと考えながらという形になろうかと思います。そういった中でそういった中学生からの声もあったというところを踏まえまして、今後町の方でどのような例えば町内会に声掛けはさせていただくとか、あるいは町内会の公園の例えば遊具設置だとかそういった部分に支援していけるのか。そういうものは今後検討していくことも可能なのかなというように捉えているところです。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） 介護認定審査会の開催頻度といいますか、そちらのご質問ですけれども、基本的には申請があがると鶴岡市の方に審査の依頼をしております。頻度としましては基本的には毎週1回、週1回の割合で開催をいただいているところです。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは私の方から1点だけ質問したいと思います。一般会計補正予算書の8ページ、3款1項1目の中の冬の生活応援事業といった部分で、前から同僚議員からも実は何度か質問があった内容になるんですけども、冬場の生活応援事業に関して

は十分理解ができるといった中身の中で、夏場に関しては、そういった夏場の高温に対しての緊急的な応援事業はなかなか見当たらないといったような中身の中で、今回特にこの補正予算の中の前からそういった予算をつけた方がいいのではないかといった趣旨の中から質問させてもらっておりますのでご了承願います。そういった趣旨の中で、やはりこういった事業が進まない背景をまずお聞きしたいのと、あともう1点、各公民館を利用したクーリングシェルターといった部分で、そういった部分の各町内会の公民館を利用したエアコンの部屋を利用してくださいといったような中身も確かにあったかと思いますけれども、もしさういった部分で利用状況等が分かれば、そういった冬場と同じように夏場に対しての支援策も考えられると思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） この度の補正の内容に関しましては、まずは冬の生活応援ということで灯油の助成ということをあげているのですけれども、夏に関する助成ということで、以前から提案等はいただいているということは認識しております。その当時も検討はしたのですけれども、やはり夏場の支援となるとエアコンということで電気料になるのかなと。その辺で電気料というともっと全体の生活のものになってくるので、その辺の支援というか、そういうところがどのようにできるのか検討を重ねてまだ支援には至っていないというところと認識しております。そちらの支援につきましても、適切な方法があるのかどうか何か他の方法がないのかどうか、そのような検討を重ねていく必要があるかなと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 地区公民館を活用しましたクーリングシェルターのご質問がございました。今回猛暑が続きまして、緊急的にそういった地区公民館を活用したクーリングシェルターという事業で協働のまちづくり推進事業を活用しながら実施できないかということで、8月の自治振興委員会議で町の方からこう使い方ができないかということで町内会長の方に提案をしたところです。そういった中で結果としては実施した町内会は今のところはございません。相談件数としても1件あったところですが、それぞれの地区の町内会の状況もございますので、ただ、やはりこの猛暑は来年度以降も続くと思いますので、そういった活用がこの協働のまちづくり推進事業で自助・公助・共助の中での活動と/orでできるということをまた提案していきたいというように考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 大変よく分かりました。特にここに書いてある部分に関しては、冬場に関しては本当にありがたいといったような声も聞こえますし、ぜひそういった部分を継続してもらいたいと思いますし、また今答弁にありましたとおり、夏場の高温に関しては特に喫緊の課題だと私も思っております。例年よりも本当に暑くなっているようですし、暑くて大変だといった声も聞こえます。今の問題としてはそういった話がありました。エアコンの費用の一部だけを出してはだめだと言っているような話も受けとめられていましたし、

例えば水分補給対策として水を配るとか、例えば町で進めているグリーンカーテンをそういった家庭に取り組んでもらう策とか、やはりまだまだ手探り状態ではありますが私はできると思っております。協働のまちづくり推進事業の中でそういった部分のクリーニングシェルターといった部分は私も本当はもっと申し込みがあるのかなと思って期待はしていたのですけれども、なかなか利用者が少ないということに関しては、やはり人目が気になる部分もあるのかなと感じましたし、やはりそういった実用的な中身をもう少し揉んでいって、そういった部分の解決策にも結びつけてもらえればと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 何点かお伺いをいたします。まず1点目でございます。一般会計補正予算の7ページ目、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の財政調整基金積立金に関してです。今回1億4,458万2,000円となっておりますけれども、この積み立てする金額に関してですけれども、例年と比べましてこの状況というのが多いのか少ないのかというところでございます。財政調整基金の残高についてですけれども、予算規模に対して十分な残高が保たれている状況なのかをお聞きしたいと思います。また、近年のその残高増減のトレンドに関しても教えていただければと思います。

そして、先程もありましたけれども、8ページ目の民生費の児童福祉費の保育費に関してですが、国庫支出金等返還金が生じているということでありました。その説明の中で、病児・病後児保育等の利用に関して言及があったかと思いました。最近の病児・病後児保育の利用に関してはどのような傾向があるか教えていただきたいと思います。

それから10ページ目でございます。教育費の中学校費、中学校施設等整備事業の設計監理委託料に関してですけれども、これはどういった工事に関わるものでしょうか。LEDの工事なのか、また別の事業に関するものなのか教えていただきたいです。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいまご質問がございました総務費にございます財政調整基金の積立金、今回9月補正で繰越金が確定したことに伴いまして1億4,458万2,000円を計上させていただいたところでございます。財政調整基金については、行政といたしましてはある一定の積み立てを行っていかなければならないというように常々思っているところでございまして、今回もまずは財政調整基金にある一定の金額を積み立てたしまして財政基盤の健全化に向けて取り組んでいるという状況でございます。

実態を申し上げますと、財政調整基金については、予算等の編成においてもとりくずしを行いながら今現在予算を編成しているという状況もございまして、若干前年度に比較をいたしまして、金額的に見れば財政調整基金の積立額といたしまして差があるわけではないのですが、今後についても財政調整基金の積み立てについて一定の額の積み立ては同様にまず行っていきたいという考えではいるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 補助金に関しての病児・病後児保育の件でございまし

た。病児保育につきましては、利用見込みが 162 名に対して延べ人数が 143 名、病後児対応につきましては、利用見込みが 180 名に対して 81 名の利用となっております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 今回の中学校施設等整備事業の設計監理委託料はどういったものなのか、どういった工事のためのものなのか、LED なのかというようなご質問でございました。議員お見込みのとおり中学校校舎に対する LED 工事のための設計監理委託料ということになります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 病児・病後児保育の利用の状況を教えていただきまして大変理解いたしました。この人数が見込みに対して少なかったことの理由としては何かあるんでしょうか。背景にあるものですね。例年と比較してこれが減っているのであろうかと、何年かの推移でもってこの減っている状況というのがあるのか。あるいは他の園だとかの兼ね合いがあって見込みに対して少なかったのか。この辺の事情を教えていただきたいなというところでございます。

それから財政調整基金に関しましては、安定的に運用をしていかれまして財政の安定に努められるということで理解をいたしました。

そして 3 点目です。中学校の工事の内容に関しては LED 工事ということで補正があるということでありました。これに関してですけれども、今回財政の負担を考慮いたしまして充当率 90% である学校教育施設等整備事業債を活用しての事業であったのかなと思います。こうした LED の工事等は、おそらく令和 3 年策定の三川町公共施設等総合管理計画にはなかったような事業ではないかなと思うんですが、そういったような事業が必要になった場合の財源の考え方なんですけれども、今回のようなその有利な起債を活用していくのか、あるいは基金をとりくずして運用していくのか。将来的なその財源の確保の考え方についてお聞きいたします。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） すみません、毎年分の資料を持ち合わせておりませんので、後程回答させていただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） まず今回の財源でありますけれども、考えておりますのは、学校関係のものではなくて脱炭素化推進事業債というものを考えております。まずこれにつきましては、この起債を使えますのは今年度までというような予定でおりましたが、最近になりますと、令和 8 年度の所要額調査がまいりました。要望額調査でございます。つまりは来年度もこの事業があるのではないかというような可能性が出てきたということで、今回この補正予算として委託料を計上したものであります。また、それに伴いまして、来年工事を着工したいという思いでございます。

また、総合計画と基金の活用方法ということでございました。まずこの LED 工事につきましては、基金等につきましては、総務課長の方よりご答弁いたします。

○議 長 (町野昌弘議員) 中條総務課長。

○説明員 (中條一之総務課長) 学校等の施設等を整備する際の財源等についての考え方ということになるかもしれません、基本的には公共施設等総合管理計画に沿いまして事業を行い、その中で必要財源を基金でありますとか起債でありますとか補助金等を活用してということで計画を立てているという状況です。その中で、今回のようにLED化工事のような突発的に工事を急がなければならないといったような場合に關しましては、その事業の必要性というものを考えまして、公共施設等総合管理計画に載っていなくてもこの事業を優先するという場合も内容によってはございます。その際にについてもできる限り有利な財源ということで、今回は脱炭素化推進事業債という起債の充当率の高い、また、交付税算入がある財源を活用いたしましてこれを行ったわけでございますけれども、このようない形で特定財源をしっかりと確保できるようにした上で、事業の推進を行うように努めているという現在の状況でございます。

○議 長 (町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議 長 (町野昌弘議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議 長 (町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議 長 (町野昌弘議員) これから採決します。各会計補正予算5件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第51号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第3号)」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 0名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第51号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第52号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 0名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第52号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第53号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 0名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第53号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第54号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立8名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第55号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立8名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第55号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前10時34分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 （午後4時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第9、「一般質問」を行います。

一般質問は、8名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、5番 小野寺正樹議員、登壇願います。5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員）

1. 今後の米政策について

1. 政府方針で令和9年度から「乾田直播」普及の支援に乗り出す方針が示されたが、乾田直播では湿田の多い地域では春作業の遅れが懸念されるため、栽培に難色を示す生産者の声を多く耳にする。三川町では、より要望の多い農機具支援策に加え乾田直播に必要な機械の補助などを事前に計画する必要があると思うが見解を伺う。

2. 令和9年から高温に強い新品種「ゆきまんてん」の作付け枠が一般生産者にも広がるが、新品種の特性や誘導策について見解を伺う。

2. 通学路の安全対策について

1. 上町町内会地内の通学路には、極端に道幅の狭い道路があり、通行する車の運転のマナーの悪さを指摘する声があがつ

ている。「譲り合い車線」のような看板を設置するなど早急に通学路での安全確保対策に取り組むべきと考えるが見解を伺う。

令和7年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、今後の米政策について。

政府方針で令和9年度から「乾田直播」普及の支援に乗り出す方針が示されましたが、乾田直播では湿田の多い地域では春作業の遅れが懸念されるため、栽培に難色を示す生産者の声を多く耳にします。三川町では、より要望の多い農機具支援策に加え乾田直播に必要な機械の補助などを事前に計画する必要があると思いますが、見解を伺います。

2、令和9年から高温に強い新品種「ゆきまんてん」の作付け枠が一般生産者にも広がりますが、新品種の特性や誘導策について見解を伺います。

質問事項2、通学路の安全対策について。

上町町内会地内の通学路には、極端に道幅の狭い道路があり、通行する車の運転のマナーの悪さを指摘する声があがっています。「譲り合い車線」のような看板を設置するなど早急に通学路での安全確保対策に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の今後の米政策について、1点目の乾田直播に必要な機械の導入支援に関するご質問ですが、本町では瑞穂の郷づくり事業において、水稻の経営規模の拡大や生産コストの削減、更には、こだわりの米作りに繋がる機械導入に対して支援を行っているところであります。乾田直播につきましても、その導入目的が本事業の主旨に沿うものであれば支援対象にすることは可能であると考えておりますので、乾田直播に特化した補助事業については考えていないところであります。

なお、農業者に対しましては、これまで毎年9月に機械導入に関する意向調査を実施して、ニーズの把握を行い、必要な予算の確保に努めてきたところでありますが、今般の国の方針を踏まえ、農業者の乾田直播に取り組む意向についても確認するなど、農協と連携して適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の米の新品種「ゆきまんてん」に関するご質問でありますが、去る4月25日に、県は、暑さに強く、安定した収穫量が見込める米の新品種としてゆきまんてんを発表いたしました。このゆきまんてんは、雪若丸と山形122号を交配して誕生した品種で、はえぬきの系譜を受け継ぐ米となっており、夏場の高温に強く、背白・腹白などといった高温障害が出にくいのが特徴とされております。また、粒が大きく、しっかりとした食感があり、白さや味の良さも高く評価され、従来のはえぬきと比べて、収量が約1割多いことも大きな魅力だと言われております。

今後の作付け誘導策につきましては、県が水稻新品種導入検討委員会を立ち上げ、ゆきまんてんの普及や販売戦略等も含めた検討を行っているところでありますので、本町といたしましては、引き続き、県の動向を注視しながら農協等と連携して対応してまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の通学路の安全対策について、集落内道路における安全確保対策に関するご質問ですが、ご指摘の通学路については、地域住民の皆さまからも危険性を指摘する声が寄せられていると伺っております。

こうした通学路における交通安全対策として、啓発用の看板を設置してはどうかとのご提案でございますが、本町では看板ではなく、のぼり旗による注意喚起を行っているところであります。のぼり旗は、町内会からのご要望に応じてすぐにお配りしておりますので、活用していただきたいと考えております。更に、本町では、状況に応じて鶴岡警察署とも情報を共有しながら取り締まりを強化していただくななどの対応も行っているところであります。

児童・生徒が安心して登下校できる環境は非常に重要でありますので、今後とも引き続き、こうした案件がございましたら、情報提供していただくことをお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） それではまず初めに順番を変えまして、通学路の安全策について先に質問させていただきます。この問題に関しては上町地内だけの問題ではないでしょうが、子どもたちの通学路で車同士が交差するのも危険な狭い道路帯で、最近では無理やり車が入ってきて交差できなくバックする車や無理やり交差点に進入してぎりぎりにすれ違う車を多く目にいたします。マナーの悪い運転手に対して、近隣住民や保護者から早急に何らかの対応を出してもらいたいとの強い意見が出されております。

来年度からは中央ラインを引けない道路では30km規制もあるようですが、こういった道路に関しましては生活道路であり、一方通行にすることもできず、速度制限も必要でしょうが、何よりも譲り合う気持ちが大切なのではないでしょうか。前は当たり前のように譲り合っていた道路であっただけに残念ですが、重大事故が起きてからでは遅すぎるのであります。現在は見守り隊の皆さまやPTAの皆さまが子どもたちと一緒に通学する姿を目にいたします。そういった皆さまから声を聞きますと、本当に1週間のうちに2、3回は怖い思いをしているといったような話を聞いております。

例えば、道幅の狭い道路の原因とされている両側の個人の屋敷を削ってもらい、提供してもらうなど考えられますが、現実的に厳しく、費用面で町で買い取ることも厳しいと思われます。当然個人の財産ですので、それは当たり前だと思います。私が提言したいのは、町でこの一定区間の道路幅が狭いため、譲り合いをほのめかす看板を設置し、そういった区間を譲り合い道路と定める看板やのぼりを立ててはいかがでしょうかといったような意見です。

先程の町長の答弁では、そういった町内会に配っているのぼり旗をぜひ利用してもらいたいといったような言葉がありましたけれども、私は今までそういったここは譲り合いの道路ですよといった看板は見たことがございません。まずはそういったところから始めもらえ

ればいかがでしょうか。正直言って手をこまねく意味がどこにあるのか私には理解ができません。先程から町長も重大な事故は当然早急に対応しなければならないといった部分もございましたので、ぜひそういった対応をお願いしたいと思います。

また、町長答弁では警察から取り締まりを強化してもらうといったような言葉もありました。実は、前回も一般質問で触れさせてもらったのですけれども、両田川橋から押切地内に入ってくる道路では、商店で買い物をする車が渋滞して信号が変わる以前のところで事故が発生したり、交通渋滞が数多く見られます。しかしながら、この現状は一向に改善する見込みもなく、いまだに路上駐車は減らず、多くの住民から何度も苦情を寄せられております。いよいよ駐車禁止の標識をあげてもいかがでしょうか。私はやはり警察では限界があるのでないでしょうかと感じております。

確かに敏速性から考えた場合、警察にお願いするのは何よりも大切なことと感じますが、中長期的に見た場合に本当に警察が幾度も確認していただけるのでしょうか。ぜひそういった標識も含め検討してもらいたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。まずは運転手の意識改革を促すことが先決だと考えますが、再度答弁の方をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まずは1点目です。道幅の狭い道路を譲り合いゾーンという形で設定して、それをお知らせするのぼり旗なり看板なりを設置するなどして車の運転手のマナー向上に資する取り組みをしてはどうかというお話でございました。看板なりのぼり旗なりということでございますが、本町におきましては各種のぼり旗を取り揃えておりますので、そういった中からご希望ののぼり旗を持って行って掲示していただければ、ご提案の内容の方はある程度満たせるのかなというように考えておるところでございます。

また、両田川橋から東側の方に行ったところにある商店の路上駐車の問題ということでございますが、こちらにつきましては、私の方にもやはり情報がありまして、警察からの取り締まりも行っていただきましたし、その結果として店舗の方で窓のところに店舗前の駐車禁止というような表示をつけていただいているとか、あとは店側から路上駐車があった場合、店側からも声掛けをしていただいているというようなことで、まずは対応をしていただいてございます。

ただ、やはり警察の方もなかなか毎回のように、毎日のようにそちらの方に取り締まりに行くというのもなかなか難しい側面もございますので、まずこういったお話が地域住民からあつたということに關しましては、やはり我々としてもその当該商店の方に一度お話をさせていただいて、公共の道路の通行の妨げにならないような取り組みをしていただくようにお願いしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 答弁的には十分理解できますけれども、私も実は何度も商店の方には行きました。数十回と行きました。しかしながら、やはり車を置く方に関しては、どうしても入り口から見えないところに置いたり、どうしてもまだまだ発生が、店の方でそこに車を置いていますかと一件ずつ聞ければいいんでしょうけれども、やはり全然改善されてい

ませんので、それだけは理解していただければと思いますのでよろしくお願ひします。

次に、乾田直播に関して再質問させていただきますが、答弁があったように令和9年からの普及を支援する政府の方針で、内容は未定の部分が多く見えてこない部分も多いのですが、現場からの声を聞きますと、温暖で春作業が早く取り組める西日本での地域に適しているといったような中身を聞いております。東日本のように雪解けも遅く、田んぼが乾きにくい地域では普及率も伸びが少なく、農林水産省によると、全国の米栽培面積に占める割合は乾田直播、また、湛水直播に関しては 1.5%にとどまっているといったような中身を聞いております。すみません、乾田直播に関して 1.5%にとどまっているといったような話を聞いております。

私も近隣市町で栽培している圃場を目にする機会がありますが、なかなか播種時期の遅れや雑草対策で収量的にも苦労している生産者の姿を目にはいたします。よって、普及していないのが実情であります。現在、三川町では移植による田植えが主流ながらも直播きに取り組んでいる生産者は令和6年度で69件で1万5,601aにとどまり、ほとんどが湛水直播であります。乾田直播の普及は東日本では考えにくいと感じます。山形県の奨励品種のつや姫に関しては、今のところ直播栽培を認めていない理由の一つとして、品質の低下や食味のばらつきをなくするためではないでしょうか。

最近、特に政府の考え方なのか、突然政策の方向転換や突然、新聞、マスコミ等で知る内容が多く、戸惑いを隠せない現状にあり、計画的な生産体系も崩れ、現場から不安視する声を多く耳にいたします。確かに環境面では水を張った田んぼからはメタンガスが発生するという難点もあり、メタンは二酸化炭素の25倍の温室効果を持つとされているようですが、現場では湛水直播では根付くまでの慣行栽培と比べ、田んぼを干している期間が多く、環境面から見てもメリットは多いと感じるし、現状ではバイオ炭を活用した環境に配慮した米作りの支援やJ-クレジット導入で環境に配慮した取り組みも増えているようです。

ぜひ町長からは町村会を代表して偏りのない政策や現場の声を繋げていただきたいと考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまも答弁申し上げましたが、この度政府の方から乾田直播の普及促進に向けた補助方針が発表されたわけであります。乾田直播の導入につきましては今後示される補助内容等をもとに、各農業者が農業機械の導入の面や作業効率化の面などを加味し判断し、慎重に検討されるべきものというように私は受けとめております。

そういう中においても、小野寺議員が言われるよう、この日本海側、とりわけ冬季間の降雪等のある中における乾田直播というようなことからすれば、先程小野寺議員の乾田直播のある面において課題というものが説明されたとおりと私も認識をいたしております。

国が今回乾田直播というような方向性を示したその背景の中においては、やはり現状の中における農業従事者の高齢化、そして一方で規模拡大が進むというようなこういう状況の中において、やはり生産コストというようなことからこの乾田直播を奨励するというような方

向に進むということであるわけですが、私はやはり小野寺議員の言われるよう に、それぞれの地域の気象条件、あるいはその土地の環境ということからいたしましても、従来であれば慣行の播種、田植え、代かきというような作業の中におけるこの省略しての乾田直播ということからすると、やはり先程ありましたように、品質あるいは食味というような点についての課題もあるというようなことを感じているところでもあります。

こうした中において一番私が感じるのは、やはり国が全国一律でこの乾田直播を普及するということについては、やはり大きな問題があろうかと思います。農業においては、やはりそれぞれの作物における適地適作という言葉があるように、この東北のとりわけ日本海側の気象条件の厳しい環境の中における稻作というのは、やはり長年の経過の中における安定した収量、そして品質、食味というようなことを追求してきたこの山形県、本町においても慣行の中での栽培というのが本当に適地なんだろうなというように思っているところであります。

こうした中においても、直播きということでのやはりコスト低減を図りながら取り組まれている農業者もいるわけでありますので、そういった方々の声を受けてめながら、町としてはやはりしっかりとそれぞれの地域に合った農業政策であらなければならないということは、これは山形県内の各市町村どこも私は同じではないかというように認識をいたしているところであります。

更には、この乾田直播における初期の農業機械の投資ということからしますと、現状においては大型機械アタッチメント等のこの機能性能からいたしましても、国内でこれが生産できるかというような課題もあるようありますので、そういった点についても国にしっかりと、農家がそういう方向に取り組めるのかということをしっかりと現状を把握しながらの政策に向けた対応をしていただきたいということは言つていかなければならぬというように思つて いるところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございました。町長からは力強いお言葉をいただき、本当に感謝申し上げます。よろしくお願ひいたします。補助金目的で新技術に取り組みはしたもの、品質の低下や収量の減少から収入の減少に繋がらないようにぜひご指導のほどよろしくお願ひいたします。

国の政策に伴い、乾田直播栽培に取り組む生産者の中には新しい機械の購入など、また費用の発生もすると考えております。三川町では町長が言ったように、瑞穂の郷づくり事業で機械の導入に対して支援をし、毎年活用する農家も多いと聞いておりますが、瑞穂の郷づくりではそういった活用も多くなると聞いておりますが、予算は無限にあるわけではございません。今回のように大規模農家が取り組みやすく、一般的な農家の機械支援策に影響が出ないか実は不安なところでもございます。50町歩農家と5町歩の農家が同じ土俵で相撲はとれないと私は感じておりますが、町の政策に関してはやはり平等性が保たれると私は感じておりますけれども、果たして本当に50町歩農家と5町歩農家が同じ土俵でいいのか、この辺も含めて再度答弁をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 眞産業振興課長） ただいまのご質問につきましては、乾田直播栽培に係る機械導入支援により、これまでの瑞穂の郷づくり事業の予算に影響が出ないか。また、経営規模の大小によって支援に影響が出ないかという趣旨のご質問とお見受けいたしました。

まず一つ目につきましては、先程議員からご質問がありましたとおり、本町では乾田直播栽培の普及が難しいことが見込まれることから、予算への影響は少ないものと考えているところでございます。仮に機械導入を希望する方が多数あった場合には、新農業所得構造改革推進事業の中で調整し対応してまいりたいと考えているところでございます。

それから二つ目ですが、経営規模の大小によって支援に影響が出ないかという点につきましては、事業支援の採択にあたっては、これまで農業関係機関による審査を経まして決定したところであります。面積の要件はあります。支援に影響が出ない、面積の要件にもありますので、支援に影響が出ないとは言い切れませんが、取り組みの内容やその効果を重視し決定しているところであります。現行制度と同様に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございました。ぜひ計画的に進めてもらえるようよろしくお願ひいたします。

次に、新品種ゆきまんてんに関して再質問させていただきますが、9月1日に急遽議会で藤島にあるゆきまんてんの圃場を見学することができましたが、言われたように高温にも強く、収量的にも悪くはない感じることができました。今後、試験圃場が増え始め、より一層生産者の関心は増えるものだと感じました。令和9年から一般生産者にも作付けが可能になるといった話から、現在庄内では10ヵ所の圃場で試験がされていると聞いております。令和8年度には三川町でも試験圃場の展示がされれば、より新品種に対する関心も変わってくると感じております。

全国を見渡すと関東から西側では暑さを逆手に収量増加策として米の再生二期作が注目を浴び、8月中旬に稻刈りをし、切り株から発生する、ひこばえという新芽を育て、収穫する技術であり、育苗や田植えの手間とコストが省け、温暖化による生育期間の延長などを利用して収量増をすることから、農家の負担軽減と米の増産に貢献する技術であります。私は正直なところ、東北ではそのような栽培が気候的にできるのかまだ分かりませんが、脅威でしかありません。近い将来、米の産地は東北ではなくなるのではないかでしょうか。

先日の山形新聞の記事に山形では30度を超す真夏日が最多で74日、猛暑日も23日目となる記事が載っておりました。今から高温対策性品種に関心を寄せ、時代を先取りする必要があると感じます。国の政策は西日本に適した施策が目立つ中、我々は指をくわえて見過ごすことはできないと感じております。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 真産業振興課長） 近年の気候変動、とりわけ頻発するゲリラ豪雨や高温障害といった異常気象の常態化は本町の農業にも大きな影響を及ぼしており、これまで以上に気

候変動に対応した対応が求められると認識しているところでございます。近年では、全国的に高温耐性を備えた品種の導入が進められており、従来、西日本、太平洋側で中心に作付けされた品種が東北地方でも栽培されるようになってきております。県内でもつや姫や雪若丸に加え、ゆきまんてんの導入が予定されており、今後ますます地域の気象特性、土壌条件に適応した品種の選定、導入が進められているものと思われます。

本町としましても、県や関係機関と連携を図りながら、農業者への情報提供、技術指導等を行いながら、その時々の気象条件に柔軟に対応した農業支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございました。昨年から今年にかけて、特に令和の米騒動といった問題の中で米を買えない。この米産地でありながら米を買えないといったような中身が多く耳にいたしました。ぜひこういった問題が起きないように、三川町としては米産地の主力品種でありますし、農業振興のための一番の目玉であります。しっかり地域を守り、米産地のブランドを守りながら、三川町のPRにぜひ努めていければと思います。

地域農業の存続をかけた今後の展開をしっかり先取りしながら、政策をしっかり計画を立てながら、農家がともに手をとり合いながら進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で5番 小野寺正樹議員の質問を終了します。

次に、7番 砂田 茂議員、登壇願います。7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員）

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 小学校での平和教育について | 1. 防衛省が、子ども版「防衛白書」を7月時点で全国約2,400の小学校に約6,100冊を配布していたことが報道されている。小学校への配布状況とその対応について伺う。 |
|                  | 2. 配布された子ども版「防衛白書」の内容についてどう受け止められたのか伺う。   |
|                  | 3. 戦後80年が経過し、自らの戦争体験を語ることができる人が少なくなっている中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを子どもたちにどう伝えているのか伺う。           |

本定例会において、通告に従い、一般質問いたします。

質問事項、小学校での平和教育について。

防衛省が、子ども版「防衛白書」を7月時点で全国約2,400の小学校に約6,100冊を配布

していたことが報道されています。小学校への配布状況とその対応について伺います。

配布された子ども版「防衛白書」の内容についてどう受けとめられたのか伺います。

戦後80年が経過し、自らの戦争体験を語ることができる人が少なくなっている中で、戦争の悲惨さと平和の尊さを子どもたちにどう伝えているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の小学校での平和教育について、1点目の子ども版「防衛白書」の小学校への配布状況とその対応に関するご質問ですが、町内3小学校のうち二つの小学校には6月中旬に1部ずつ郵送され、どちらの学校も職員室等で保管しており、児童への閲覧は行っていないところであります。

次に、2点目の子ども版「防衛白書」の受けとめ方に関するご質問ですが、国の防衛に関する情報や自衛隊の役割、安全保障環境などについて、子ども向けに分かりやすく編集しているという点については一定の意義はあるものと受けとめております。特に現代社会においては国際情勢が日々変化し、子どもたちもニュースやインターネット等の様々な情報に触れる機会が増えております。そのような中で、国家の安全保障や防衛政策、自衛隊の災害派遣や国際貢献などの多様な活動について紹介されている点は、子どもたちが社会の仕組みや公共の役割を学ぶ上でも、教育的意義があるものと考えております。

一方で、今回配布された冊子では、特定の国名を挙げ、防衛力強化による戦争の抑止という一面的な見方に偏って説明しているところもあり、本来、日本の安全保障政策が持つ、多面的な側面を十分に反映していないのではないかという戸惑いや懸念の声が全国の教育現場からあがっております。日本は、戦後一貫して平和国家としての立場を堅持し、外交関係の深化、経済的な結びつき、国際協調、軍縮・兵器不拡散など、様々な手段を通じて安全保障を確保してきたことから、防衛力の必要性を強調していると捉えられるような白書の内容は子どもたちに誤った印象を与える可能性があると受けとめております。

教育の場におきましては、常に中立性と多様性を尊重することが求められております。特に小学生は多角的な思考力を養っている過程にあることから、学校現場での情報の提示には常に慎重であるべきと考えております。

次に、3点目の戦争と平和を子どもたちにどう伝えているかに関するご質問ですが、社会科を中心とした授業等において戦争が人々の生活にどのような影響を及ぼしたのかや、戦時中の国民生活の苦しさ、戦争によって多くの命が失われたことなど、事実に基づいた内容を取り上げることで、戦争がもたらす弊害をより深く考えるようにしており、また、戦後の日本が平和な国づくりを進めてきたことや、平和への願いについても学習しております。こうした学びを通して、現在の私たちの生活が、過去の歴史の上に成り立っていることを理解し、平和の大切さを考える機会を設けております。

以上のように、まずは教科書に掲載された資料や記述をもとにして学習を進めており、戦争の悲惨さと平和の尊さについて、子どもたちが理解を深めることができるよう取り組んでいるところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 子ども版防衛白書 2024 年版について伺います。先月 8 月 4 日時点での報道によりますと、全日本教職員組合の調査で、青森、岩手、山形、福島、長崎など 8 県に子ども版防衛白書が配布されていたとあります。これの報道内容ですけれども、防衛省は 2021 年から子ども版防衛白書を毎年作成しているが、学校への配布は今回が初めてで、各地の防衛局が 3 月から 5 月ごろにかけて、県の教育委員会に面談や通知を行い、小学校に冊子を配布したとなっています。

福島県教育委員会へは、図書館を含む様々な場面でご活用いただきたいという通知を出しています。福島県では 1 校 1 冊、長崎県では 1 校 10 冊配布のことでした。本町では三つの小学校のうち 2 校に配布されていたと、子どもには見せていないということでしたが、この配布について町の教育委員会が知らないうちに各小学校の方に配布されていたのではないか。これは 7 月の中旬ごろでしたか。日にちは少し定かではないのですけれども、齋藤教育長の方に長崎県でこのような事例があるけれども本町ではどうなっているのか、事実確認をしていただきたいとお願いしまして、そこで配布の事実が分かったものです。

そもそも報道にあったように、防衛局から県の教育委員会への通知は確かにあったのか。通知等があったのなら、県内の各自治体、町の教育委員会の方にも連絡があつてしかるべきではないかと思うんですけれども、県の方にこの事実確認はされていましたでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 防衛局の方からの通知の状況というようなご質問であります。東北防衛局の方から県の教育委員会の方へ子ども版白書の配布の依頼、また、通知が今年の 5 月にあったということは確認をしたところです。その後、庄内教育事務所の方より町教育委員会の方に対しまして各小学校に冊子が防衛局の方から直送されるという旨の通知の文書は受け取っております。なお、町教育委員会の方にはその当該冊子についてはいただいてはいないというような状況であります。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 県の方には防衛局から通知がされていたと、そこから町の教育委員会には明確な連絡がなかったということですね。これについてはこれでいいのかと感じたところです。配布された先のそれぞれの小学校で判断してくださいというようなことで、子どもの教育に大きな責任を持つ教育委員会として、ここは県の方ともしっかりと協議していただきたいと思います。といいますのも、この子ども版防衛白書ですけれども 2025 年版も作成されています。2024 年版のように、これまでの防衛政策や安全保障環境を解説していた従来の構成から大きく変わり、自衛官の勧誘に力点が置かれている内容になっていると。定員割れが続いている自衛隊は応募者数の減少が深刻となっております。このような白書を学校に配布することで募集増に繋げる狙いがあるのではという報道がされています。防衛省は取材に対して 2025 年版の子ども版防衛白書を配布するかについて引き続き検討すると、こういうことで否定しておりません。こういうことからも県の教育委員会としっかりと協議していただ

きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 県教育委員会との協議の必要性というようなご質問でございました。今後、児童生徒に対して一定の影響を及ぼす可能性のある資料などを配付する際には、その趣旨、内容、配布の意図について、県教育委員会が町教育委員会に対し、事前に丁寧かつ十分な説明を行うように求めてまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） そして、先に述べました8月4日、2024年版の報道記事では、今回の白書と一緒にアンケートも同封されているとなっております。より多くの子どもたちに閲覧してもらえるものを作成するために、子どもからの感想を記入するよう要求しており、活用実績に関する質問事項に総合的な学習の時間に使用という欄が設けられていたとのことです。本町の小学校にもアンケートが同封されていたのか伺いたいと思いますし、同封されていたのならその扱い、対応の方はどうされていたのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） アンケートの状況というようなご質問でございました。配付された冊子とともに防衛局からアンケートは同封をされていたことは確認しております。ただし、その2校、小学校ともに回答はしていないところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 同封されていたアンケート、事業の活用を促す狙いがあったものと思われます。初めに教育長の方からは、この白書の内容の受けとめについて伺いました。長崎市の事例では、様々な国々にルーツを持つ子どもたちが小学校に在籍していると。特定の国を名指しする白書の内容が子どもたちを傷つける可能性があるため、職員室など子どもの目の届かない場所に保管する対応をとっているということです。本町でもそのような対応をとっていると。福島県のある小学校は送付された白書を職員全員が回覧し、これは問題だとなり、子どもの目に触れないよう対応。その中で60代の教員は軍国教育のような内容に違和感を持ったなどがあります。教育課長も目を通されておられると思います。子どもたちの教育に関わる教育委員会、また、教育課職員の皆さんからも目を通していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 教育課職員が今回の白書を確認した方がいいのではないかというようなご質問でございました。教育委員会、教育課の職員は学校との繋がりも深いわけであります。当該冊子が教育上の観点から見てどのような影響を子どもたちに与える可能性があるのか、より深く理解することが必要であると考えます。議員からのご提案のとおり、配布された子ども版防衛白書を職員間で目を通したいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） この白書はぜひ学校の先生方からも見ていただきたいと思います。この白書なんですけれども、大きく四つの項目で構成されておりました。なぜ自衛隊は必要

なの、日本の周りで何が起きているの、日本はそれに対してどうするの、そして大きな災害が起きたときは何をするの、こういうような4項目から構成されておりました。最初にこれを開けてみると、なぜ自衛隊は必要なのとあります、ここで強調されているのは、戦争が起きないようにするための抑止力が大切ですとありました。この抑止力については、自分の国を守るという力を持つだけではなく、いざというときはその力を使うという意思を相手に分からせることで、他の国に対し攻め込むことを思い留まらせる力のこととこのように説明しております。

防衛大学校が公開している論文で、日本の防衛政策と抑止、この中では敵対国に対する威嚇、そして抑止の本質は昔も今も恐怖であると書かれております。恐怖を与えて脅すというものです。私は8月6日の広島の平和記念式典で、湯崎英彦広島県知事が行った挨拶に核抑止とともに抑止の本質が表れていると思います。湯崎知事が語られたのは、歴史が証明するように、古代ギリシャの昔から力の均衡による抑止は繰り返し破られてきました。なぜなら抑止とはあくまで頭の中で構成された概念または真理、つまりフィクションであり、万有引力の法則のような不変の物質的真理ではないからです。自信過剰な指導者の失言、突出したエゴ、高揚した民衆の圧力、あるいは誤解や錯誤により抑止は破られてきましたと、こういうように抑止とはフィクションであると語られています。

この白書の中の2項目目ですけれども、そこでは特定の国、中国、北朝鮮、そしてロシアという国を名指して日本が位置する地域は安全とは言えませんとして脅威をあおり、軍事力強化を正当化し、意見が分かれている安全保障政策などについて政府の見解を一方的に教え込む内容となっています。

先程教育長からもおっしゃられておりましたけれども、小学生の間は教えられたことが丸ごと入っていくわけです。教えられたことが当たり前だと理解してしまいます。戦前の教育が戦争に進む力になったと、今回の配布について警鐘を鳴らされる戦争被爆者の方もおられます。力の強い者が脅して従わせる抑止とみんなと仲良くしようと学校で教えることとは相容れないものと思います。二度と教え子を戦場に送り出さないという戦後の反省をしっかりと据えていただき、このようなことからも先生方からぜひこの子ども版防衛白書に目を通していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷淳教育課長） 教職員からも確認をしてもらってはというようなご質問でございました。学校現場で日々子どもたちと向き合っているのは教職員でございます。教育の現場の視点からも子どもの情報の受け取り方、またそれがどういうように捉えられるのかというところについて考えてもらうということは非常に有意義であるというように思っております。校長会などを通じまして議員からご提案があったことを伝えたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田茂議員。

○7番（砂田茂議員） アジア太平洋戦争敗戦から70年が経っております。自らの戦争体験を語ることができる人が年々少なくなつて戦争の記憶が薄らいできていると、こういう状況にあるのではないでしょうか。

今年の春ですけれども、時事通信社で若者は戦争や平和についてどのように考えているのかというアンケート調査を行っております。東京の渋谷で15歳から25歳の100人に8月15日が終戦の日だと知っていたのは61人にとどまったと。100人中61人と。終戦の日を4割が知らなかつたというものでした。広報みかわ8月号の町長コラムでも、子どもたちが平和な社会を築き上げていくための礎となるよう、私たち大人が戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいかなければなりませんと、こう語られておられます。本当に子どもたちの未来のために私たち大人の責任は重大だと思います。戦争とはどういうものなのか、事実をしっかりと教え、平和を守っていくにはどうすればいいのか、一緒に考えていくことがとても重要なことではないかと思います。

平和教育については、先程社会科の教科書等を中心に行っているとのことでした。教科書以外でも子どもたち向けの紙芝居だとか、例えば腹話術のお話だとか、または音楽、演劇など子どもたちから平和を考えてもらう活動をしている人たちが社会には多くいらっしゃると思います。そういうのも平和教育に取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷淳教育課長） 教科書以外での平和教育の導入というようなご質問でございました。紙芝居や演劇、音楽などを通じた平和教育というものは、子どもたちの感性に訴えかけて戦争の悲惨さ、平和の尊さをより身近に感じさせる有効な取り組みであるというよう認識しております。こういった表現活動を行うことは、心に響く体験というようなことで理解を深めることができるということでは平和教育の充実に資するものというように考えております。授業、また、教科書以外での平和教育についても、議員からご提案があったということを校長会などで伝えたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田茂議員。

○7番（砂田茂議員） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。子どもたちに戦争の悲惨さを伝えていくのと同時に、どうして戦争になったのか。私は戦争は突然起るものではないと理解しています。どうして戦争になっていったのか。ここがとても大切なところではないかと、ここをしっかりと伝える。戦争を起こさないためにはどうすればいいのか、これを考えてもらうことが本当に大切だということを申し上げ、質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で7番 砂田茂議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 5時25分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 5時40分)

次に、4番 土田市子議員、登壇願います。4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員）

1. 三川町高齢者保健福祉計画（第9期）・三川町介護保険事業計画（第9期）に	1. 認知症高齢者を介護している世帯に見守り支援員を派遣し、話し相手や見守りを行う「認知症高齢者見守り支援事業」について、事業を開始した経緯と実績及び効果を伺う。
--	---

について

2. 生活支援体制整備事業で取り組んでいる地域の支えあい活動を始めたい人のための「担い手養成講座」の成果とゴールとしている地点を伺う。
3. 認知症地域支援推進員の設置の必要性と現在の活動状況を伺う。

三川町議会定例会、通告に従い、質問いたします。

三川町高齢者保健福祉計画（第9期）・三川町介護保険事業計画（第9期）について。

1、認知症高齢者を介護している世帯に見守り支援員を派遣し、話し相手や見守りを行う「認知症高齢者見守り支援事業」について、事業を開始した経緯と実績及び効果を伺います。

2、生活支援体制整備事業で取り組んでいる地域の支えあい活動を始めたい人のための「担い手養成講座」の成果とゴールとしている地点を伺います。

3、認知症地域支援推進員の設置の必要性と現在の活動状況を伺います。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の三川町高齢者保健福祉計画（第9期）・三川町介護保険事業計画（第9期）について、1点目の認知症高齢者見守り支援事業に関するご質問ですが、本事業は、認知症は個人や家族だけで抱える問題ではなく、認知症になっても安心して暮らせる地域を作ることが必要であることから開始した事業であります。内容につきましては、見守り支援員が自宅を訪問し、本人の見守りや話し相手になり、本人及び介護者の負担を軽減する取り組みであります。

実績といたしましては、近年においては、年2、3回ほどの訪問実績となっております。件数は決して多くないものの、認知症高齢者の話し相手となることにより、対象者の心の安らぎや見守り、また、ご家族の精神的サポートに繋がっているものと捉えております。

次に、2点目の担い手養成講座に関するご質問ですが、住民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるためには、地域の支えあい・助け合いの仕組みづくりが重要であることから、取り組みに興味、関心のある方から活動の基礎を身に付けていただき、地域の支えあい活動の一端を担っていただくことを目的として実施しているものであります。

これまでに延べ20名の方が受講され、取り組みに対する知見を深めていただいたところであり、受講者が既存のボランティアに参加されるなど、一定の成果は得ているものの、主体的に自ら新たなボランティアを立ち上げ、活動していただくところまでは至っていない状況であります。

今後そのような実践者が増え、住民主体の地域の支え合い、助け合いの取り組みが広がり、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい暮らしが実現できる三川町を作ることが最終的な目標であり、その過程として全町的に支え合いの仕組みづくりを広げていくことが当面のゴールであると考えております。

次に、3点目の認知症地域支援推進員に関するご質問であります、日本国内においては、高齢化の進展とともに、認知症となる方の増加は避けられない状況にあります。本町においても、昨年度末の時点で介護認定を受けている65歳以上の高齢者のうち、約89%の方が何らかの認知症を有している状態であります。増加している認知症の人を、医療や介護だけでなく、地域全体で支える必要性が高まっており、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりを推進するために認知症地域支援推進員を設置しているものであります。

現在の活動状況につきましては、認知症初期集中支援事業、ほっとオレンジ相談デーの開催、地域での訪問活動、町内会健康まつり等における出前講話、研修会への参加等となっております。

なお、昨年度当初に3名いた推進員は現在1名となっており、新たな推進員を早急に選出したいと考えているところではありますが、任命のためには認知症地域推進員養成研修を受講することが要件となっており、経費も必要であることから、来年度の受講に向けて予算化等の準備を進めていきたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 丁寧なご回答いただきましてありがとうございました。介護施設に例えますと、利用者に対し、その方に合わせたケアプランを作成し、プランに従って実践、そしてモニタリング、そしてプランの実施状況を評価、そして問題を探り、プランの立て直しをする。このことのサイクルが良い介護を作ると言われております。第9期保健福祉事業が今年1期3年の中の中間年度であります。健康福祉課及び包括支援センターにはたぶん常に分析し、念入りの事業の計画にあたっていることと思われます。

さて、どのような資格をお持ちの方が見守り支援員として充てられているのか。また利用されている方はどのような経過、手続をし、利用に至るのかお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） まずは認知症の見守り支援員がどのような過程を経てなれるのかというところと、相談等実践するまでの過程の質問でございます。まずは認知症見守り支援に関しましては、町の規定の中では山形県認知症キャラバンメイト養成講座を受講した者、また、認知症に関する関わり、医療または介護に関する専門知識や経験を有する方、またその経験者ですとか、そういう方々を任命するということにしております。三川町の方では、主には山形県の認知症キャラバンメイト養成講座を受講した人に対して支援を依頼するということで進めております。

次に、相談に至るまでの過程ですけれども、それに関しましては、本人、本人はなかなか少ないかも知れないですけれども、家族、またその他の例えばケアマネジャーですとか、様々

な方々から情報等をこちらではいただいております。そういう中で、本人とのやりとりの中でこの支援を希望するという方に対しましてまず支援員を派遣するというような形で進めております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 該当する方に訪問するわけですが、全く見ず知らずの家庭に入り込むわけです。いろいろな原因があっての相談になったものですから、当然触れられたくない部分もあるだろうし、雑談一つにしても背景や事情を把握しなければ気分を害することになるでしょう。相談から見守り支援員に委託にあたるまでは注意事項や状況の説明、依頼に至った経緯の説明など、いろいろとされるかとも思いますが、取り次いだ職員を何人かを経由するということになるかと思います。実際に支援の方に伺ったときは、訪問はおおよそ1時間ほどだったと思います。さて、1時間の訪問でどのぐらいの効果が得られるのか。また、見守り支援員にどれだけの技量があるのかも疑問なところです。

このようなことを鑑みましても、この事業を続けるべきなのでしょうか。先程のお答えにも今のところまだ2、3人、昨年に関しては確かに一人の利用だったかと思いますが、このお一人のために何回も何時間も何人も費やしているということで、それでしたら別の方向からの支援をその方に当てた方がより効果的な支援が受けられるのではないかでしょうか。

見守り支援事業は任意事業だと認識しておりますが、任意事業とは町村独自の発想や工夫した形で実施、または地域の実情に応じ、必要な支援を行って良いはずです。特に実績がないのであれば、この事業を終了、廃止してはどうか。いくらかでも職員の労力を他の仕事に向けてはどうか。それとも一応、間口を広げておくようなお考えでいるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 認知症支援推進員の今後のあり方というような形でのご質問かと思います。まず別の方向からの支援が必要ではということではあるのですけれども、町の方では、地域包括支援センターでまず一括してそちらの方を受けておりまして、職員間での情報の共有はしますけれども、その中で大勢の人を経由するという形はないかなと思います。なお、別の方向からということではあるのですけれども、まずはその方の状態を聞いて、お話を聞いて、困りごと等、いろいろなことを話すことによって出てくることもあると思いますし、そういう意味ではそのような事業というの意味があるのではないかなと思います。

また、別の事業を、違う方向からの支援ということではあるのですけれども、その面談というか、話し合いの中では必ず必要があると判断された場合には、今度は新たな施設などを紹介したりとか、また次への支援の方向性も出てくると思いますので、まず今のところはこの事業は重要であるという認識のもとに行っております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 支援員はキャラバンメイトに委託、委託というかお願いしているということでしたが、果たしてキャラバンメイトにそれだけの技量があるかということにもま

た問題があるかと思われます。

次に、担い手養成講座の件ですが、今まで数年にわたり行ってきたと思います。そこそこの人数の参加はありましたが、事業として成り立っているようには、紙面上は見えるのですが、それが目的達成されたのか、担い手が育成されたのか。受講されたのみであって、担い手が育つまでにいっていないのが現状です。先程町長もおっしゃられました、なぜなら同じ方が例年行事のごとく参加されているからです。参加人数はありますが、参加者の中身が、同じ方が毎年、例年行事のごとく参加されているからです。受付の時点で担い手になる志があるのかを真意を問うべきだと思います。今、ボランティアのなり手不足の中、座学のみではなく時間と予算もかけての事業、真剣に目的に向かって考え、場合によってはお断わりするぐらいの意気込みを持って取り組んでもらいたいと思います。

再質問の冒頭に申し上げましたように、モニタリングを行い、成果の分析を行うべきだと思います。生活支援体制整備事業は一般町民が対象であり、アイデア次第でやりがいのある事業展開ができるはずです。今年度は計画されたかと思いますが、すみません、私情報がなくて、今年はどのように進めているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） 担い手支援員の養成講座ですけれども、同じ方が何度も受講してというようなことがまずございました。この受講ですけれども、人数を申し上げますと令和5年度は12人、令和6年度は8人、合わせて20人、延べ20人ということでお答えしております。その中で同じ人というのは3名でして、決して多い数ではないのかなと思います。

併せまして、なかなか実践とか成果に繋がっていないというようなご意見というかご指摘ですけれども、これを受けたからといってすぐに実践者になれるかというと、やはりそういうところはなかなか難しいかなと思いますし、その事業というか、こういうことを継続することによって、やはり気持ちの高まりですとか、まず実施できるタイミングが訪れるとか、そういうこともあるかと思いますので、まず継続は力なりといいますか、まず継続しながら少しでも興味、関心がある方については、やはり門を広く開けて受け入れるといいますか、受けていただく方が正解なのかなと思うところです。

研修に関しましては、座学だけでなく現地に視察研修という形で実践者の話なども聞きながら行ってきましたので、そういう面では知識ですとか気持ちの高まりとかはやはり高まっているのかなというような感じはございます。

今年度は、昨年度、一昨年の2年間行って、直接の行動にはなかなか繋がっていないというようなこともございまして、少しやり方を変えてみまして、今回は県が開催する養成講座に一緒に受講しようという形で、まず取り組みを少し工夫して変えてみたところでございます。なお、こちらの方での成果がなかなか感じられないと言われれば、やはりそこは分析をしながら、また来年度以降どういう形でやるのがいいかなというところを工夫しながら開催していきたいと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 養成講座の方もいろいろ力を入れてボランティアの担い手を養成していくというお話でした。県の協力も得ましてそういう大きいところに入ると、やはり実際にやる気も起きてくるかなと思いました、良い方向に進んでいるのではないかと思いました。また、本町ではキャラバンメイトの人数がかなり少なくなっています。それで見守り支援とか担い手講座の方にもそれは影響してくるので、キャラバンメイトの方の養成の方も増やしていくように力を入れていただきたいと思っております。

次に、認知症地域支援推進員は、町長もおっしゃいましたようにしっかりと研修を受けた者であり、仕事内容といたしましては、窓口相談業務、見守り支援員、今お話がありました支援員ですね。あとサポーター養成講座、地域に出向いての講座なども認知症を理解する啓発運動にも携われる人材です。そういう研修を受けた者が認知症地域推進員となれるわけです。そうしますと、推進員は社会保障充実支援事業であり、義務ではないのですが配置の指示があったと思います。三川町にあっては今現在一人になっておりますが、立場的にボランティアのような位置にあるので、しっかりと配置するべきと考えております。

先程も申し上げましたが、いろいろ窓口相談業務とか見守り支援、サポーター養成講座、地域での講座、いろいろなことができるのが地域支援推進員なので、今、三川町にあってはその力が発揮できていないと思われます。そして、先程から支援員とか生活支援体制整備のお話をしましたが、これにもこの認知症地域支援推進員が携わることになるので、この支援員を充実して配置して、先程から申し上げたところの力を抜いてというか、そしてこの推進員をフルに使った方が、町の職員に対しても軽減が図られるのではないかと私はそのように感じておりました。

三川町にあっては、ボランティアのような位置にあるのでしっかりと配置すべきと考えますが、支援員、地域支援推進員に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 認知症地域支援推進員に関しては、町長答弁でもありましたとおり、今年度のスタートは1名となっております。地域において、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりを推進するためには、やはり議員がおっしゃられたように推進員の役割、意義というのは非常に大きなものがあると思います。残念ながら今は1名ということで、その体制がなかなか整っていないのですけれども、現在の推進員の方からは短期集中事業、そちらの方をメインに担っていただいておりまして、オレンジ相談デーなどの相談は、今年度に限っては地域包括支援センターの職員が行っているような状況であります。

こちらの方でもこの推進員をもっと増やして、やはり認知症に対する方へのフォローといいますか、そのような事業等を全般的に強く進めていきたいと思っておりますので、まずは来年度の、その講座を受講しないとその支援員になれないというのがあるものですから、そちらの方の受講に向けて予算の確保と併せて支援員のなり手ですね、そちらの方を一生懸命探して来年度に向けて準備したいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 地域支援推進員を増やすことによって、地域包括支援センターの方

も少しばかり楽になるのではないかと私は思っております。三川町、令和6年度、75歳以上で1,300人くらいの町になります。この町に誰も残さないために、省くところは省いて、立ち上げることはフットワーク良く、実情に合わせて事業を展開していく、ぜひ柔軟な取り組みで住民の健康寿命の延伸に繋げていただきたいと、このように思っております。

短いですが、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で4番 土田市子議員の質問を終わります。

次に、2番 鈴木淳士議員、登壇願います。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員）

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 両田川橋の架け替え事業について     | 1. この橋に関する期成同盟会の「令和7年度事業計画（案）」には「概略設計に着手された」と記載されているので、地元としての今後の対応策に関する所見を伺う。                                     |
|                        | 2. この架け替え事業に伴う将来的まちづくり政策や周辺地域の開発計画などに関する所見を伺う。  |
| 2. 市町連携による地域公共交通計画について | 1. 令和2年の関係法改正に伴い、各自治体に「地域公共交通計画」の策定が努力義務化され、交通政策は市町村の垣根を越えて連携すべきとの説があるので、本町デマンドタクシーと市内循環バスを接続する交通政策の可能性について所見を伺う。 |

令和7年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、両田川橋の架け替え事業についてであります。この橋に関する期成同盟会の「令和7年度事業計画（案）」には「概略設計に着手された」と記載されていますので、地元としての今後の対応策に関する所見を伺います。

この架け替え事業に伴う将来的まちづくり政策や周辺地域の開発計画などに関する所見を伺います。

続いて、市町連携による地域公共交通計画についてであります。令和2年の関係法改正に伴い、各自治体に「地域公共交通計画」の策定が努力義務化され、交通政策は市町村の垣根を越えて連携すべきとの説がありますので、本町デマンドタクシーと市内循環バスを接続する交通政策の可能性について所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の両田川橋の架け替え事業につきまして、まずは、県並びに庄内地域の道路関

係団体や主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会などを通じた長年の要望活動により、令和6年3月に県が策定した山形県道路中期計画2028（改訂版）において、両田川橋の架け替えが調査対象として箇所付けされたことにつきましては、これまでの関係各位からのお力添えに対しまして、この場をお借りし感謝申し上げる次第であります。

さて、1点目の地元としての今後の対応策に関するご質問であります。県では7月に概略設計業務の受注業者を決定し、この業務において両田川橋の架け替えを検討するにあたり必要となる基礎情報の収集と整理、課題の洗い出しを行っているところであります。町ではそれらに協力するとともに、課題の共有を図っていくこととしております。

また、町では計画案につきまして、町民の皆さまからご意見をいただく機会を設けたいと考えております。その時期や方法につきましては、県と相談していくこととしております。

2点目の架け替えに伴うまちづくりや開発計画に関するご質問であります。現在は橋の架け替えの事業化に向けた準備段階であることから、事業の完了までには相当の年数を要するものと考えております。本町といたしましても、橋が完成した後の新たなまちづくりや開発計画の必要性は十分認識しているものの、事業概要やスケジュールが未定である現時点においては、まだ具体的な検討をする段階ではないと捉えております。

したがいまして、まずは引き続き関係機関等と早期の事業化を要望していくとともに、県と連携しその準備作業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の市町連携による地域公共交通計画について、デマンドタクシーと市内循環バスを接続する交通政策に関するご質問であります。地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定するものであり、少子高齢化や人口減少などにより、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中において、将来にわたって地域住民の生活に必要な移動手段を確保し、持続可能な公共交通ネットワークを構築していくための指針となるものと認識いたしております。

本町におきましては、県と県内全市町村とが連携し、県内全域を含む山形県地域公共交通計画を策定しているところであります。その計画方針に沿い、移動の軸となる公共交通事業の維持、強化、ネットワークの見直し等に取り組んでいます。

また、デマンドタクシーと市内循環バスの接続に関しましては、現在、町内デマンドタクシーと鶴岡酒田間の路線バスを経由して市内循環バスへ接続されているところであります。しかしながら、便数が少なく運行時間が限られていることにより、アクセスが十分ではないため、交通事業者や近隣市町と円滑な連携等について取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは再質問をさせていただきたいと思います。まず、両田川橋の架け替えについては、今町長から答弁いただいたとおり、いささか議論するには早いのではないかというところは私自身も認識しつつ、先程同僚議員からも質問がありましたのですが、橋の位置によって住民生活に非常に影響が大きい問題という観点から質問させていただ

くものでご理解いただきたいと思います。

近隣では、旧松山町に庄内町から繋がる庄内橋がようやく形が見えてきたというところであります。これもさかのぼるところ平成20年ころから架け替え工事の話が出てきて、今ようやく橋桁が見えてきたというところです。二十数年かかるというようなところがあろうかと思いますが、三川町でのこの両田川橋については概略設計着手ということでは非常に大幅に前進したと言っても過言ではないものと思います。

その中で先程答弁にもありました。基本的には県の事業ですので、町としては県の動きについて尊重しつつ、地元の皆さんからも理解をいただくというような話になるわけですが、その中で、一体どこに架橋してもらうのが、橋を架けていただくのが三川町にとって一番ありがたい話なのかという観点から、町としての質問に挙げておりますとおり、これからまちづくりという視点で、今それこそ県がもうもうの調査を開始したという点では、町として提案型という形でぜひこの位置に架橋をお願いしたい、橋を架けてほしいというような観点での動きというものもなくはない話だろうなという視点で質問をさせていただきましたが、こういった考え方についてはどのように受けとめられますか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 橋の架け替え位置を町として県にこういった形でという提案という、そういったイメージなのかなというように捉えた質問かと思います。前提として、その橋の架け替えでありますけれども、技術的な問題、特に河川側の問題がございます。河川というのは赤川を指しますけれども、国が管理している直轄河川でございますけれども、国土保全という観点からいきますと、やはり最も重要な治水という部分で川というのは重要な位置付けとなっております。したがいまして、様々な河川上の制約がございます。

一つの例を挙げますと、その田田大橋を一つイメージしていただけとお分かりいただけるのかなと思うんですけれども、鶴岡市側あるいは酒田市側からどちらからその橋に向かっても同じなんですけれども、橋の渡るところが高くなっている、高盛土になっているように見えるのはご存知かと思いますけれども、あれは何のためかと申しますと、橋桁が河川の通水断面、水が流れるところに橋桁がかからないようにするためということで、やはり河川の流れを阻害するような形にあってはならないわけですので、そのためにその橋は必ずその川の水の流れる高さよりも橋桁は高くしなければならないというような制約もございます。また、その渡る橋の形ですけれども、極力直角に、川の流れに対して橋が直角となるようにすべきということで、これも河川上の制約がございます。

やはり河川は水道の命に直接関わる大きい施設ですので、それらを阻害するようなことがあってはならないわけです。そういった部分で町として例えばこの位置に架けてほしいと単に申し上げてもそれが技術的に可能なのか。そういった制約がある中で、やみくもに町としてこの位置がいい、あの場所がいいとかというのは、なかなかその実現性として難しいところがあるのかなというように捉えております。

また、橋については主要地方道庄内空港立川線という県の主要道路に位置付けられております。当然、本町の住民にとって非常に大事な路線、橋ではありますけれども、それと同時に県といたしましても、県の道路ネットワークとして非常に重要な位置付けの路線となっております。立川側ですと国道345号、酒田市側ですと国道112号、これらを結ぶ路線でございますので、それらの機能を最大限に効果発揮できるような、そのような路線としてその橋の位置というものが一つの検討材料になりえるのかなというように思います。

町といたしましては、先程町長答弁にもございましたとおり、住民の皆さまからいろいろ意見を聞きながら、それを踏まえながらも県としての道路ネットワークの位置付け、そういう部分も考慮しながら事業効果の最大化を図っていくことというように捉えておりますので、町として現段階としましては、概略設計の中でどのような案が町にお示しいただけるのか、その推移をまず見守るというスタンスで考えております。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 先程の町長答弁でも前向きに地元との連携も図っていきたいというような答弁がありましたので、敢えて重なるような答弁は求めないというように思いますけれども、ぜひ本当にこれから三川町の将来に関わる非常に大きな課題というように認識しておりますので、遅れることなく、早すぎて余計なことを行ったというように批判されても困るわけですけれども、タイムリーな形でぜひ取り組みを進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、二つ目のデマンドタクシーの関係についてであります。今現在もデマンドタクシーは答弁にありましたとおり路線バスが走っているということで、町内からのアクセスについては路線バスの町内のバス停までが基本ということになっておりますが、これまで質問に書いてありますとおり、地域公共交通会議ということで、県とそれから市町村の連携を図る組織になっておるわけですけれども、たぶんこの会議には企画調整課長が出席しておったのではないかと思います。

それで、春まで企画調整課長でありました副町長にお伺いしたいと思いますけれども、今年度の当初予算にバス路線維持費補助金1,048万3,000円が初めて計上なったわけですが、この予算とデマンド委託料676万8,000円、合わせますと三川町で負担が1,725万1,000円という交通対策の予算が計上されておるわけですけれども、この地域公共交通会議の実態がよく分からぬという同僚議員からの問題視された話もありましたし、私自身も三川町公共交通会議という組織が平成20年に組織化されていたということを先日初めて知ったというようなところもあって、どういった経過で審議されているものかということが不透明の部分がありました。

そこで改めて確認したいと思うんですが、この地域公共交通会議、庄内交通への補助金交付を行うという部分についても議論されたものと思いますけれども、今の段階でも三川町のバス、鶴岡酒田間のバスについては、朝は始発から30分後に1便のみで、その後は約3時間後、1時間後、また3時間後、2時間40分後というような合わせて7便から8便という運行状況でありますて、これに町内からのデマンドタクシーをアクセスしたとしても非

常に不便極まりないということは前々から分かっていたと思われますけれども、この庄内交通補助金の交付を審議する際に、私が今回質問の中で提案しましたデマンドタクシーを少なくとも鶴岡駅まで乗り入れる、それによって市内循環バスと接続できるというようなそういう提案はこの地域公共交通会議に提案することができないような仕組みなのか。町としてこういった発想はなかったのか。その辺の事情についてぜひ地域公共交通会議に参加した立場で、どういう実態にあるものかを教えていただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 地域バスの路線維持費補助金についてということでしたので、私の方からご答弁させていただきたいと思います。地域間、鶴岡三川線、三川酒田線につきましては、令和4年から令和6年までの3年間路線再編等を実施し、トライアル事業として国からも補助金をいただきながら運営をしてきたところでございます。しかし、自家用自動車が普及したこともあり、公共交通離れが進み、公共交通の収支悪化を招き、更に結果的に減便や路線廃止を招く状況というようになっております。また、人口減少は公共交通利用者の減少だけではなく運転士不足までも招いているというのが現在の課題でもあります。

こうした状況の中で、令和5年度から鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、山形県、庄内交通による検討会を数回実施してまいりました。そして、最終的には、山形県地域公共交通活性化協議会を結成し、本路線を維持することが承諾されたところであります。本路線を維持することが最終的には地域間、鶴岡市、三川町、酒田市で補助をし合うというところに繋がったというところでございます。

地域公共交通のバスに関しましては、通院、買い物、高校生の通学など、日常の移動手段として、または観光、交流のアクセス手段として地域内及び市町をまたいで地域間を繋ぐ重要な役割を担っているというように思います。また、最近では人口減少がやはり課題になっている中で移住促進という課題もあります。そういう中で地域公共交通が維持されているということは、やはり必要なことだというように認識しています。このような理由から総合的に判断し、路線バスの維持をするようになったというように認識しております。

また、デマンドの乗り入れについてでございます。こちらに関しましては何度かご説明をさせていただいたと思いますが、交通事業者との共存を図りながら安定的な交通網を整備していくことが地域公共交通の役割であります。そういう中で交通事業者を圧迫するような交通システムはなかなか理解を得ることができず、結局はやはり地域の合意形成のもとで公共交通は成り立っているという理解でございます。

そういう中で、デマンドタクシーと公共交通の重複した運行は難しい状況であり、鶴岡市、酒田市への市町外への運行は難しいというように判断をしているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） せっかく答弁いただいたて恐縮なんですが、私は地域公共交通会議がどのような性質の会議であるのかという質問をした関係で副町長からの答弁を求めたわけとして、今課長から縷々説明いただいた地域公共交通の制度については十分理解しております

たので、改めて副町長から地域公共交通会議の性質等について答弁を求めると思います。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） ただいま企画調整課長が答弁した部分とダブるところがあるかと思いますが、地域公共交通会議、県としての会議においては、県内全体での公共交通のネットワーク化を円滑に図るというような観点から会議が行われているところであり、担当課長として私も参加したことがあります、担当係長が参加したこともあります。

そういう会議でありまして、一方、町として開催する三川町公共交通会議におきましてはこれも企画調整課長が先程申し上げたように、路線バスの維持に関すること、またはこれまでとデマンドタクシーの時間運行を変更する、もしくは便数を増やすというような部分で、町の会議として開催をしてきた経緯があり、県と町としての会議の内容については重複する部分もありますが、そのような位置付けでこれまで町としては会議の運営参加を行ってきたというところであります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 時間が残されたところわずかになりましたので次の話に進みたいと思いますが、それこここは担当課長からの答弁を求めると思いますけれども、地域公共交通の課題については去る8月29日の中学生との懇談会においても改善を求めるという意見を承ったところであり、それで今年5月30日に公表されました交通空白解消に向けた取り組み方針2025の巻頭には、令和6年10月の石破総理大臣による地域交通は地方創生の基盤、交通空白解消に向け移動の足の確保を強力に進めるという所信表明演説をベースとして、今年度、令和7年度から令和9年度までを交通空白解消集中対象期間と位置付けている今こそ三川町の交通空白改善に絶好のチャンスであろうと。この取り組み方針の中では、交通空白地域の認定基準というのが非常に不明瞭な部分がありまして、法律的にも明確にされていないというところで、いわゆる各種悪条件が整理されて明確化されることによって交通空白地域となって対策を検討すべきという解釈ができるというように思っているのですが、我が三川町でも鶴岡市、酒田市、それから庄内交通など関係団体との、先程申し上げておりました地域公共交通会議での対策を協議をお願いするということについては、まだ改善策を相談できる余地があるのではないか。要するに先程説明したとおり、日中のバスの3時間待ちということは非常に誰が考えても不便極まりないというように考えられるわけですので、そういう検討の余地があるのかないか、その辺について説明をお願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 本町の公共交通は先程お話をしたように路線バス、それから民間タクシー、そして三川町のデマンドタクシーで補完しており、本町には空白地帯はないということになっております。これは先程議員おっしゃられている交通空白解消に向けた取り組み方針2025の交通空白リストアップ調査の結果にも県の方にもそのように公表になっておりまして、県内では7市町が該当するということになっています。一方で今お話をありましたように路線バスの本数が少なく、デマンドタクシーが走っていない時間帯もあるということで、その利便性が十分にないということは、議員がおっしゃるとおりで私もそのよ

うに認識をしております。

そういった中でデマンドタクシー、併せて公共交通である民間バスの本数の増便等につきましては、鶴岡市、酒田市にも相談しながら、関わることなので連携を図りながら検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 今説明ありました三川町には交通空白地帯はないという、これは県で実施した地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細という、いわゆる調査ものについて、調査に対して町が答弁したからそういう結果になっているというように私は理解するんですけども、残された時間が少ないので、ぜひ町長から見解を求めたいのですが、実は酒田市の松山地区は庄内町の病院、それから郵便局、警察にデマンドタクシーで乗り付けることができる仕組みになっているんですよ。つまり越境して行政区域を越えて酒田市ですらデマンドタクシーの運行を行っているという実態からすれば、本町でもせめて、私が提案しているとおり、鶴岡駅、それから酒田市はるんるんバスが日本海総合病院の周回コースに入っているというような、その辺りまでのデマンドタクシーの乗り入れというものについては、鶴岡市、酒田市からも、また庄内交通からも理解をいただけるのではないかというように感ずるところです。

先程同僚議員も出しましたけれども、今現在山形県町村会長という立場もありますので、ぜひ強力な働きかけというものをお願いしたいというように考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町のデマンドバスの運営については、本当に私は地域公共交通の言うなれば体制という中においては鈴木議員と同様の思いでいるところであります。そういう中において、現在酒田市が庄内町まで、言うなれば、地域公共交通という基幹のこの路線バスの町内の全部廃止になっているというようなことから、その対象が酒田市から庄内町まで拡大しているというようなことから、庄内町においては酒田市の医療機関に移動するにおいても、町内のデマンドタクシー等での移動が可能になっているということでもありますので、そういった面においては、先程の企画調整課長の答弁のとおり、本町においてはそういう公共交通の空白地がないという、その差がこういう状況になっているというような状況でもございます。

今後はやはりこれから的人口減少というような状況の中においては、当然行政界を越えた運行というものは本町でも今まで何とかそういう方向ができないかということで模索してきたところであります。制度そしてやはり隣接の自治体からの理解と協力があればというようなことでもありますので、現状においてはまだその段階には至っていないわけでありますけれども、町としてもその方向に向けて取り組んでいきたいという考えは鈴木議員と同様でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ぜひ半歩でも結構ですので、前進できるようにご尽力いただくこと

をお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で2番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 6時33分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 6時50分)

次に、1番 志田徳久議員、登壇願います。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員）

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 安全安心の町づくりについて     | 1. 災害には地震・水害等があるが、その安全対策は。                  |
|                      | 2. 全国的に異常気象による水害が発生している。避難所への誘導、避難所の安全対応策は。 |
|                      | 3. 災害にあった場合、復旧作業に欠かせない家具等の「災害ごみ」の対応策は。      |
| 2. 児童・生徒の教育環境づくりについて | 1. 子育て支援室を中心とした「ヤングケアラー」対策の現状と今後は。          |
|                      | 2. 「ヤングケアラー」について町民への啓発等、今後の対応策は。            |

令和7年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、質問します。

初めに、安全安心の町づくりについてであります。

災害には地震・水害等がありますが、その安全対策を伺います。

全国的に異常気象による水害が発生しています。避難所への誘導、避難所の安全対応策はどうなっているのか伺います。

災害にあった場合、復旧作業に欠かせない家具等の「災害ごみ」の対応策はどうなっているのか伺います。

次に、児童・生徒の教育環境づくりについてであります。

子育て支援室を中心としたヤングケアラー対策の現状と今後を伺います。

ヤングケアラーについて町民への啓発等、今後の対応策も伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の安全安心の町づくりについて、1点目の災害への対策に関するご質問であります。まず、いつ起こるとも限らない地震への対応につきましては、事前の備えが最も重要なことから、建物の耐震診断や改修、防災教育と訓練を推進するとともに、自主防災

組織の活動支援を通じて、減災に繋げているところであります。

また、水害対策については、国において豪雨対策として定期的に河道掘削工事を実施しているほか、緊急防災減災事業として、瀬地区等に排水機を設置したところであり、町でも、事前対策としてハザードマップを作成し、町内全世帯に配布しているほか、情報提供体制や避難支援体制の確認等により対策を行っているところであります。

2点目の水害発生の際の避難所に関するご質問であります。大雨による洪水や浸水といった災害への対応につきましては、天気予報などの情報により、数時間前から災害発生の危険性を予測することができますので、災害発生の恐れがある場合には、速やかに避難所の安全性を確認した上で、高齢者等避難情報や避難指示といった情報を発表することとしております。特に高齢者や障害をお持ちの方などについては、避難行動に時間を要するため、あらかじめ自主防災会や民生児童委員と情報を共有するなどして、速やかな避難行動に繋げるための事前対策を講じているところであります。

次に、3点目の災害ごみの処分に関するご質問であります。大規模災害発生時には、災害廃棄物の処理に長期間を要することが想定されるため、まず、生活環境保全上、支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管が可能な仮置場を確保するなどして、災害ごみの収集場所を町が指定いたします。

収集場所への搬入につきましては、原則として被災者自らが行うこととしておりますが、状況に応じて、災害ボランティアや近隣市町等、地元の建設業協会等に応援要請を行うこととしているほか、近隣市町等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するなどの対応を行う計画となっております。

次に質問事項2の児童・生徒の教育環境づくりについて、1点目のヤングケアラー対策の現状と今後に関するご質問であります。ヤングケアラーとは、家族の介護や世話を日常的に担っている18歳未満の子どものことであり、近年その存在が社会的に注目されております。本町においても、こうした子どもたちが孤立することなく、適切な支援に繋がるよう、小中学校や福祉関係機関と連携し、早期発見・支援体制の構築に取り組んでいるところであります。

具体的には、学校現場を中心に、ヤングケアラーの兆候に気づけるようチラシを作成したり、町内会を見回りしていただいている民生・児童委員との連携を強化しておりますが、今のところはっきりとヤングケアラーとして把握している件数はない状況であります。今後は、教育委員会や健康福祉課との連携を更に深めるとともに、確認した場合には必要に応じてサポートプランの作成や、福祉サービスへの橋渡しを行う体制を整えてまいりたいと考えております。

2点目の町民への啓発等、今後の対応策に関するご質問であります。ヤングケアラーの問題は、当事者が自らをケアラーと認識していない場合も多く、周囲の理解と気づきが極めて重要であります。町いたしましては、町民の皆さんからヤングケアラーの支援の必要性を広く理解していただくために、引き続き広報や町ホームページでの周知活動を展開してまいりたいと考えております。

また、令和8年度において新たな計画として「三川町こども計画」の策定を進めておりますが、その過程において、町内の子どもたちや子育て世帯が抱える課題を的確に把握するため、抽出によるアンケート調査を実施する予定であります。この調査では、経済的困難を抱える家庭の状況や、子ども自身の生活実態、支援ニーズなどについても項目を設け、状況の把握に努めてまいります。

この調査結果をもとに、支援が必要な家庭へのアプローチ方法や、教育・福祉・地域支援の連携強化など、具体的な施策に反映させることで、すべての子どもが安心して成長できる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 災害が起こった場合、避難所に避難するわけでありますけれども、この避難所であります。今ご存知のとおり、新型コロナウイルスの感染がまた拡大しております。この間までは、医療従事者等の努力によりまして5類にはなりましたけれども、ご存知のとおり、山形県でも増えて、昨日時点では、庄内地域が一番医療機関を受診しているという現状であります。こういう場合、避難所の新型コロナウイルスの感染、インフルエンザの感染等の対応はどのように考えているのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 避難所における感染症対策ということでございます。感染症の拡大が疑われる状況が出てきた場合には、手指消毒用のアルコールですとか、そういうものを町の方で準備いたしますし、避難者におかれましてはマスクの着用等をお願いしてまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 避難所には各地域の小学校の体育館等充てられているわけですが、この場合、隔離者が必要な場合、小学校の教室を借りて隔離することができるのか、その辺の対応を伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 必要に応じ、学校管理者側と協議して隔離場所の方を確保してまいりたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 避難、今も起こっておりますけれども、線状降水帯が東海地方を襲っておりますけれども、昨年の7月25日の場合は、三川町も突然起きて急に避難するということで、押切小学校体育館に避難した住民もいましたけれども、やはりそこでは急なことで学校側との協議もできる時間もなく、教室等の使用はできなかつたと理解しておりますが、こういう急な避難の場合の対応は学校側との協議、事前打ち合わせで協力願いをお願いして対応していただけるのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 昨年度の災害の経験から私どもも避難所として指定して

おります小学校側との事前の準備が整っていなかったのかなということ、それから避難所の運営に関してやはり地域住民との役割分担も含めた合意形成ができていなかったなというような反省が挙げられると思います。そういう課題一つひとつを、ただいま、どのような解決方法が一番効率的なのか、うまくいくのかというところを関係各位と話し合いを進める準備の方を進めておるところでございます。今、議員からご質問にすぐにお答えできるような対応策というのを今お示しすることができないんですが、昨年度の経験を踏まえた話し合いの方を進めたいというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 避難する場合、時期的にいえば、あと6月から今年の場合9月もまだ暑いわけですけれども、避難所の、中学校には私見ましたけれどもスポットクーラー、熱中症対策であります。小学校の体育館にも設置する予定、今年度予算で予定していると伺つておりましたが、今の現状、この避難した場合、スポットクーラーの対応はできているのか、そもそもできない場合は、今、文部科学省の補助によって各教室に三川町の場合、冷房設備が整っておりますので、教室をクールゾーンに対応するようできるのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 議員ご指摘のとおり、今年度予算において各小学校の体育館にはスポットクーラーの方を配置するということで承知しております。小学校の各教室の開放につきましてはまだ協議がそこまで進んでいないというところでもございますので、どういったところまでの使用が可能なのか、詳細を今後詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 住民にとっては同じ学校であれば体育館も教室も同等に考えてしまいます。この各地域の小学校は地域住民の拠りどころでもあります。やはりすぐ対応できるような打ち合わせ等をして、万が一の場合に備えた対応をこれから協議を急いでほしいと思います。

続きまして、災害など万が一あった場合、いろいろな災害地の映像を見ても分かるとおり、災害ごみが出ます。まず復旧にはその処理から始まります。三川町は災害ごみの場所の確保はできて、指定場所はあるのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 建設環境課の方では三川町災害廃棄物処理計画なる計画を令和5年3月に策定しております。この中で町としての災害ごみの集積場所、そちらを第一候補地として町民グラウンドとして選定しております。また、それで足りない場合につきましては、また、他の公共施設の土地を利用するということで、計画を現時点で持つておるところであります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 私、前もこの災害ごみの指定場所は大変だということで、事前に質問と提言した記憶があります。この災害ごみ、当然悪臭も発しますし、全国的に見れば積ん

でおいたところから火災も発生しております。やはりそういう対応も計画に入れて対応しなければならないと思いますが、やはり長期間、積み重ねておくと危険な状況もありますので、その対応はどう考えているのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 災害ごみの集積場所での火災というのは、特に東日本大震災の際も報道されておったと記憶しております。その火災の要因でございますけれども、一番が不適切、要は分別しない状態でごみを乱雑に集積するといいますか。やはりものごとにきちんと分別した状態で集積するというのが、これがやはり必須になってまいります。あとは特に腐食するようなもの、例えば畳ですとか布団だとか、そういういたものを高く積み重ねたことによって発酵して、その発酵熱によって火災が発生するという事案もあったというように聞いております。やはり集積所、集積だけではなくて、その後の今度は計画的な搬出、こちらも非常に重要な要素となってございまして、町といたしましては、搬出については町独自でそれをできる能力は当然有しておりますので、県が業界団体と締結している災害支援協定、それらを活用させていただきながら、より迅速な災害ごみの搬出、そういうことを実施してまいりたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 災害ごみでありますけれども、今課長の答弁で分別という話はありましたけれども、知つてのとおり復旧作業の映像を見ますと、分別の余裕はなく、畳も家具も一緒に運んでこの場所に積み重ねているというのが現状でありますので、そういう分別という計画があるとすれば、住民に普段から災害ごみも、ボランティアの協力ももらっている中で大変とは思いますけれども、そういうことも普段から啓発をする予定はどうでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 少し余談になるんですけども、昨年7月の豪雨災害の際にござりますけれども、酒田市でやはりごみを集積しております、その中で県内の自治体に災害支援の応援要請がございました。本町では延べ14日間、ごみ集積場での災害ごみ集積場での災害支援業務に従事させていただきまして、職員、建設環境課の職員だけではあるんですけども、実際、その現場を拝見して、実際その業務に従事されている酒田市の職員からもいろいろ話を聞きながら、こういうようにしないと後処理が大変だよとか、そういう情報を得てきたところ、そういういた知見を得てきたところであります。

また、個人的な話になるんですけども、私も今まで複数の災害ボランティアで災害地に行かせていただきまして、そういういた災害ごみの搬出運搬等させていただいておりますけれども、先程町長答弁の中で災害ボランティアという言葉がありましたけれども、まさに災害ボランティアで来られる方というのは、全国各地のそういういた災害を目の当たりにされている方々でして、むしろ我々よりも知っている方々が非常に多くいらっしゃいます。トラックに積む段階で、では今回は布団とかそういういたもの、畳でいこう、その次は家具でいこう、その次今度は金属殻そういういたものでいこうということで、その持っていくときに、その積み降ろし、積んで降ろすときに、行いやすいように、そういういたことも我々よりも熟知して

いる方々がそういった災害の支援に協力してくださいますので、おそらく本町というか酒田市もそうだったと思うんですけれども、被災した経験がない自治体の職員が、やはりボランティアの方々から、あるいは被災経験のある社会福祉協議会の職員からいろいろ協力をいただきながら、こうした方がより効率的、後々の復旧のスピードが上がるようなやり方はこうだよというそういう知見をいただきながら行っているのが、酒田市でも実情でした。

そういうことをやはりより多くの町民に知っていただく。あるいはこれは言い過ぎかもしませんけれども、もし機会があれば、そういう災害ボランティアに町民の方々も行っていただくというのも、非常に、もし万が一、我々が被災したときにどうしなければならないのか、どうあるべきなのか、より早い復興をするためには、どういうようなやり方が一番いいのか、そういう知見をまず持っていただくというのがやはり重要かと思います。あと本町といたしましても、そういうことを町民により広く知っていただくというそういう場面というのは今後あってもいいのかなと私も認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今課長の言ったとおり災害ボランティア、逆に言うと、その人たちからノウハウを町民に知らせるということは、啓発として必要だと思います。その伝達計画はあるのかと初めに伺います。そして、後片付けの際の一時に、服装の喚起も必要ではないかと。今、この暑い時期、本当に暑いのも分かりますけれども、後片付けで傷ついて破傷風になつたとか、いろいろなことがありますので、服装の点も一緒に啓発して町民に伝えるという考えはどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 災害ごみの片付けの際の怪我等に気をつけるようにあらかじめ啓発してはどうかというようなご意見でございました。ご意見のような事例も、やはりあり得ると思いますが、やはり事前の啓発といいますか、お知らせとなると、やはり少し実感が湧かないというか、やはりいざ実務に当たる段階にならないと、なかなか実感として湧かないというところもありまして、あらかじめお知らせすることがその効果を上げるかとかいった面でいくと、なかなか少し難しいのかなというところもありますので、まずはその段階が来ましたら、そういうやり方もあるということも頭に入れながら対応してまいりたいなというように思うところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 私前、災害ごみの集積場でも質問したとおり、そのときの当時の答弁はやはり災害も起こっていないのに、住民の集積所への合意は難しいという答弁でありました。今の答弁も災害が起こらないと、やはり対応は難しいということありますけれども、やはりいつ起こるか分からない災害、昨年の7月にも経験しているわけですので、事前に計画として予定しておくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まずは災害に備えてというところでの視点で考えますと、まずは命の安全を確保するところが一番優先されるのかなということで、例えば地震対策と

いえば先程町長答弁の中ありました耐震対策ですか、家具の固定とかということがござりますし、水害であれば、避難のための支援計画だったりというものがございます。まずは災害のときにいろいろなものが足りないとか、いろいろな支援が足りないとやはりあるんだと思うんですけれども、やはりそれぞれやはり一つひとつ準備しておくことはやはり重要なんですけれども、それぞれすべてをなかなか頭に入れて住民一人ひとりが準備しておくということはなかなか難しいのかなということもありますので、まずは一番最優先すべきことは何かというところに絞って、まずは周知といいますか、意識の高揚を図っていくのが重要ではないかなというところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 先程災害の場合の答弁で、町長は落合の排水機場があるからと言いましたけれども、昨年の場合、川の方が水位が高くなつて閉じて内水害を起こしたという状況もありますので、そういう経験を踏まえた今後の対応が必要と思われます。

続いてヤングケアラーについてであります。もう本当に子どもの勉強する権利、遊ぶ権利があるわけであります。自分の行っていることはそれに該当すると思わないでいる人がいるわけであります。その悩みを話す相手がいないと一人で抱え込んでしまうことがあります。そして、自分の行っていることを他の人には言わないでほしいという意見も出された例がありました。これは三川町とは言いませんけれども、やはり家族の世話をしていることは、すばらしいことではありますけれども、やはり先程言った子どもの権利を阻害している点もあると思いますので、その点を認識できるような環境づくりはどう行っているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） まず初めに先程町長答弁にもございましたように、現在ヤングケアラーとしてはっきりと認められているお子さんはいないところではあります。その中で自分がヤングケアラーに該当しているかどうか、やはり気づいていないというところが問題なのかなとも思いますので、子どもに関わる学校現場だったり、地域では民生・児童委員だったり、そういった方々にどういったお子さんがそういったヤングケアラーに該当するのかということをまずはチラシなどでお伝えをして、そういった面で広げていければなと思っております。

また、昨年度から山形県地域包括支援センター等協議会が県の委託を受けまして、積極的にヤングケアラーの支援者に対する研修会を開催しておりますので、そういった研修会も案内の方を進めていかなければなと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはり時代とともにケアラーの認定基準が変わってきていると思われます。例えば私たちの幼少のころは、風呂を焚く、沸かす、あるいはお米を研ぐ、忙しい両親の手助けということで、あの子は近所の人から見れば「いい子だの」ということがありますけれども、先程言ったとおり、子どもには勉強する権利、遊ぶ権利もあるわけです。それを認識しないで行つてると18歳以上になったときにいろいろな影響が出てくると言

われております。そういう意見もありますので、時代に合ったような認識を持ってケアラー対策を進めてほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で1番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、6番 佐久間千佳議員、登壇願います。6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員）

- |                |  |
|----------------|--|
| 1. 交流人口増加策について | 1. 交通の要衝である本町において、日中のみならず夜間の滞在も視野に入れた交流人口増加策が重要だと考える。本町におけるキャンピングカー等を利用した車中泊者の状況をどのように捉えているのか伺う。         |
|                | 2. 道の駅庄内みかわ周辺での車中泊者等、夜間利用におけるマナー違反やトラブル等の有無及び周辺住民や施設も含めた安全対策について伺う。                                      |
|                | 3. 宿泊施設が限られている中、キャンピングカーや車中泊者のための施設である「RVパーク」を道の駅庄内みかわやパルク赤川周辺に整備することにより本町を目的地の一つとして訪れる人が増加すると考えるが所見を伺う。 |
|                | 4. 「かっぱつ広場」に隣接する駐車スペースに屋根と水道・電気設備を整備することにより利便性が高まり、日中、夜間両面での交流人口増加につながると考えるが所見を伺う。                       |

令和7年第5回三川町議会定例会において、通告に従い、質問いたします。

一つ目に、交流人口増加策についてであります。

交通の要衝である本町において、日中のみならず夜間の滞在も視野に入れた交流人口増加策が重要だと考えます。本町におけるキャンピングカー等を利用した車中泊者の状況をどのように捉えているのか伺います。

道の駅庄内みかわ周辺での車中泊者等、夜間利用におけるマナー違反やトラブル等の有無及び周辺住民や施設も含めた安全対策について伺います。

宿泊施設が限られている中、キャンピングカーや車中泊者のための施設であるRVパークを道の駅庄内みかわやパルク赤川周辺に整備することにより本町を目的地の一つとして訪れる人が増加すると考えますが所見を伺います。

かっぱつ広場に隣接する駐車スペースに屋根と水道・電気設備を整備することにより利便性が高まり、日中、夜間両面での交流人口増加に繋がると考えますが所見を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の交流人口の増加策について、1点目から4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。キャンピングカー等を利用した車中泊は、新たな観光スタイルとして近年増加傾向にあり、本町の交流人口の増加へ繋がるものと認識いたします。一方で、ゴミの不法投棄や、駐車場の長期間占有といったマナー違反があるため、道の駅庄内みかわにおきましては、みかわ振興公社の職員が点検や声掛けをするなど、安全対策に取り組んでいるところであります。

R Vパーク、水道、電気設備等の設置に関しましては、キャンピングカー等を利用した車中泊者の更なる集客を図るため、運営管理や安全対策、設置位置を考慮し、前向きに検討してまいりたいと考えております。更に、車中泊者を単なる通過客と捉えるのではなく、いろり火の里の賑わいづくりと地域経済の活性化に繋がるように、周辺飲食店やスーパー、入浴施設などとの連携強化についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 前向きな答弁でして、再質問の必要がないかなと思われますが、より細かく、少し再質問させていただきたいと思います。

キャンピングカーというものが、私も少し知らなかつたので調べますと、日本オートキャンプ協会によると、国内のキャンピングカーの登録台数12万3,504台ということで、これは昨年の情報ということではありますけれども、対前年比で4.4%増加している。また、日本自動車検査登録情報協会というところによると、2024年3月現在ですが、車検上の8ナンバー、改造車ですね、のキャンピング車で登録されている車両が12万台を超えたということが分かったということあります。

都道府県別で100人あたりのキャンピングカー保有率というのを見ますと、全国平均では100人につき0.99人、およそ100人に1人という数値となっている。大変キャンピングカーというのは広がっているんだなという感じであります。100人あたりの保有率というのを見ますと、都道府県別ですが、1位が兵庫県で100人あたり4.05台、2位が長野県の3.16台というように続いておりまして、本県はどうなのかなというふうに見てみると0.76台ということで、まだまだ進んでいない。全県では780台の登録ということになっているそうであります。やはりキャンピングカーというものが、コロナ禍で家族でも旅行ができるということでもありますし、昨今宿泊施設の不足といったものもあります。そういった中でだいぶキャンピングカーの台数を伸ばしているんだなというふうに捉えておりますけれども、複数回いり火の里周辺といいますか、道の駅周辺、平日にも関わらず夜間少し見てみると、やはりしっかりとした装備を持っているキャンピングカーも複数台とまつおりました。また、自家用車を少し車中泊仕様にして泊まられている方もいるんだなということで、十数台は平日でもいるのかなというふうに私は認識しているところであります。

こういった状況をやはり交流人口増加策に繋げていくべきではないかなというように思いますけれども、このキャンピングカーの増加またはその夜間の滞在に対しての増加策に関して、再度対策を講じるべきと思いますけれども、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 今、議員がおっしゃったように、また、町長答弁にもありましたように、近年キャンピングカー等を利用した車中泊は新たな観光スタイルとして増加傾向にあるというように私も認識しているところでございます。また、いろり火の里の利用状況といいますか、駐車場の利用状況といったしましては、特に多いのがお盆の時期ということで、聞いたところ、お盆の時期は60台くらいの車中泊、キャンピングカーが1日に夜間駐車しているというようなお話を聞きしました。また、年間平均しても、1日4台から5台くらいの利用があるというようにも聞いております。やはり、そういったところにスポットを当てて、様々な取り組みに繋がるということは、私も同じ思いでありますので、何かやはりいろり火の里の賑わいづくりに繋がることを計画していきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） そのような形で人々の交流、交流といいますか滞在も夜間広がっているということでありまして、少し安全対策についてお伺いしたいと思います。先日ですけれども、8月27日に放火とされておりますけれども、火災が発生しました。カメラの設置ということで、防犯カメラ、道の駅周辺であったり、いろり火の里施設周辺の防犯カメラは警察への協力等での効果というものがあったのかどうなのか、そこを1点お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろり火の里の南側といいますか、マイデルそれからなの花ホール側と言っていいんですかね、の方には防犯カメラということで、駐車場用として4台それからトイレということで1台設置してある状況です。やはり防犯カメラは犯罪の抑止効果、未然防止に繋がるものであり、また犯人逮捕に繋がることもあると認識しています。今回の犯人逮捕に関しましては、提供の依頼があって、防犯カメラのデータをお渡ししたというところは聞いてはおりますが、実際、そのカメラを使ったものが犯人逮捕に繋がったかは聞いてはおりません。実際のところ何か職務質問をした上で、逮捕に繋がったというような情報もありますが、そちらの方もはつきりとした明確な情報ではありませんので、あくまでもそういう話があったということで聞いているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 明確な効果というものが難しいのが防犯カメラかなと思います。その抑止力と言われましても、実際にことが起きてしまうということは、カメラの機能の限界といいますか、そういったところかなというように思いますけれども、例えばですが、夜間のみセンサーをつけて、施設に入りする方に向けたセンサー付きの防犯カメラですとか、そういったもので、ある程度の抑止力を強めるといいますか、しっかりとここは防犯カメラで異常がないか見ていくよというようなことをアピールする上で、センサー付きの防犯カ

メラを設置するということも重要ではないかと思われますが、その設置についての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） センサー付きの防犯カメラというのは、いわゆる追尾式の防犯カメラのことなのかなというように思いますが、現時点では少し難しいのかなというように考えます。といいますのもやはり追尾式、センサー付きのカメラというのは、プライバシー権への影響というところが大きいところがあると思います。そういったセンサー付きで無意識に監視されているというような感覚は閉鎖的なところとか、圧迫感があったりだとか、息苦しさに繋がるというところもあるかと思います。そういった意味では、やはり道の駅は誰もが気軽に立ち寄り、憩える場所であるべきというように思いますので、また従来の防犯カメラとセンサー付きのカメラの影響といいますか、能力といいますか、そういったところの差別化といいますか、何ですかね、能力の差がどのくらいあるのかなというところも疑問に思うところもありますので、今のところはそういった抑止効果というところであれば、防犯カメラで十分間に合うというようにも思っているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 私も全体を監視する意味での防犯カメラの設置ではなくて、夜間の特に人があまり動かないときの安全対策の一つとしてのタイマー等を設けたセンサー付き防犯カメラというものが有効ではないかなというように感じているわけでありますので、全体を監視するという意味ではありません。趣旨ではありませんし、建物、特にトイレですか、建物の出入り口付近とか、そういったところを守る、守るといいますか抑止力を高める意味でのセンサーハメラの設置という観点で考えておりますので、プライバシーの侵害ということとまたは施設を保護するという観点、なかなか難しい点はあろうかと思いますけれども、今回こういった事案が起きました以上は何もせずにこのまま過ごすというものはなかなか考えにくいなと思いまして、その辺の安全対策、今回の件で再考したことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いおり火の里の経営会議ということで、月に一度社長それから常務である私、それから統括責任者のみかわ振興公社の統括課長と3人で経営会議を行っております。そういった中で今回の事件についてもお話をしまして、やはり防犯カメラであったり、振興公社の職員の見回りであったり、声掛けであったり、そういったところをやはり重点的にしていくかなければならないのではないかというような意見交換を行ったところではあります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひ職員の方の見回り、限界があると思われますので、その夜間、深夜帯、そういったところの防犯強化という観点で、センサー付きカメラの方も検討していただければなというように思います。ちなみにですが、先程町長答弁で長期間滞在するであったり、ごみの関係であったり、そういった問題があるということでありましたけれども、本

町においてはそういった長期間滞在であったり、そういったトラブルの解決にあたっては規則というものがありまして、三川町行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則というものが設置されているようありますけれども、この規則に関して適用になった事案、最近ではあつたのかどうなのかお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 経済的なことや家族間のトラブル、そういったことで、何らかの要因で道の駅に長期滞在する方は数名いるということは認識しているところでございます。道の駅は先程少しお話しましたが、自由な休憩場所であり、長期滞在を推奨しているわけではございませんので、そういった方には声掛けを行い、移動をお願いしているところでございます。しかし、数日すると戻ってくる方もいらっしゃいます。長期滞在は複雑多様な要因があるので、まず声掛けを行いながら移動をお願いしているところでございます。

そういった中、長期滞在者が体調が悪くなってしまい、健康状態を確認するために町の健康福祉課の保健師にお願いをしまして、健康状態を観察するということが年に数回ございます。先程議員がおっしゃいました三川町行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則により、こちらは担当が健康福祉課になるんですが、状況によっては救急搬送、自分で通院できる場合は病院の紹介、また県に繋いで施設等の紹介を行ったりもしています。更に身元を確認し、家族に繋ぐ対応をすることもございます。特に冬にこういったケースが多く発生していると思います。本町では、そういった長期滞在者にはなるべく声をかけながら対応しておりますし、そういった事例が発生した場合は親切丁寧な対応をするように心がけているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 年に複数回あるということでありました。少しプライバシーの関係もあるうかと思いますので深掘りしませんが、やはりこういった対応をしながら、道の駅の有効活用、様々な事情があつておられる方もいらっしゃると思いますので、その対応は適切にお願いしたいというように思います。また、安全対策といった意味では、その職員の方の見回りだけでは少しこれから滞在が増えるとなれば足りなくなってくるのかなというように考えております。

続いてRVパークについての質問に移らせていただきます。RVパークといいますのが、日本RV協会が推進公認する適切かつ安全に車中泊ができる有料の駐車スペースということで認識しております。条件がたくさんありますが、基本的には24時間利用可能なトイレが完備されており、また入浴施設も近隣にあり、また大型のキャンピングカーでも余裕を持って駐車できるよう、縦4m、横7m以上のスペースというものが推奨されている。また、ごみ処理が可能ということで、やはりこれは道の駅庄内みかわでは適した場所に、RVパークというようにするには適した場所なのかなというように思われます。

先程前向きに検討するという答弁でありましたけれども、やはりこの様々全国的には機能充実したような内容もあるようあります。例えば、屋根付きのまた、炊事場等も完備したようなRVパークもあるようありますけれども、やはり多くの方から来てもらうには、そ

れだけの施設、設備というものは整えるべきかと思ひますけれども、一番まず初めなのは発信することかなというように思ひます。前向きに検討される中で、どのようなスケジュール感で検討されていくのかお伺いしたいと思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） スケジュールというようなお話でございましたが、まず本町のいおり火の里は道の駅ということになっていますので、先程来からお話しているようにあくまでも休憩施設という登録になっています。そのため、RVパークといいますと宿泊の施設にもなりますので、そちらの棲み分けといいますか、導線といいますか、そういったところははつきりと明確に分ける必要があると、今の段階では思っています。また、いおり火の里はスーパー、コインランドリー、入浴施設、そういったものを兼ね備えている施設でもありますので、先程どのように発信というところも、やはりそういったものも併せて使い勝手の発信もしていかなければならないというように思っています。

スケジュールに関しましては、本日質問があつたばかりですので、特にスケジュール感というものはまだ今の段階では持つてはいませんが、まずなるべく早くせっかくの機会ですので、位置決め、そういったものも含めまして検討していきたいというように思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは、かっぱつ広場に隣接する駐車場の関係で質問させていただきます。やはりかっぱつ広場、主に活動されている団体もありますが、それ以外でも町民の憩いの場になっているかなというように見ております。かっぱつ広場の駐車場にそういった屋根付きの設備というものが難しいのであれば、かっぱつ広場と駐車場の間の歩道のようなところに、屋根付きの東屋といいますか、少し屋根で休憩できるような場所があつてもいいのではないかというように思ひますけれども、そちらの整備に関しての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） かっぱつ広場への隣接している歩道といいますか、そこへの設置というようなお話でございましたが、その駐車場は、グラウンドゴルフをしている方、それからなの花ホールの利用者の方、更には先程来から話が出ている車中泊の方が混在して非常に人気がある場所といいますか、というところでございますので大変混雑している状況でございます。そこに屋根、水道、電気設備等を備えている東屋を設置することは非常に逆に混雑を招く恐れがあるというところもあり、また先程お話しているようなRVパークという電気設備とか水道利用者というのは、やはり有料になるというところもあると思ひますので、なかなかそういった方々と一緒にのところにそういったものを設置するというところは若干難しいところがあるかなと思ひます。

先程お話したように、どこにそういったものを設置したらいいのかというところは導線、それから先程来話している棲み分け等を考慮しながら検討してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 確かに棲み分けは難しいと思います。有料と無料のところを混在するというところは、利用者も混乱すると思いますので。ですので案としては、なの花ホテルの西側の駐車場付近をRVパーク化、また、その西側には芝生のようなスペースもありますので、そこを例えればディキャンプで利用できるだとか、ドッグランのようにするとかですね、そういったようなことも考えられるかなというように思っております。かっぱつ広場と少し棲み分けて活用するということが大事であるという答弁でありますので、私もそれに関しては同感であります。その間に東屋をすることで混雑するのではないかという答弁でありますけれども、混雑してほしいのです。いろいろな人に来てほしい。混雑して日陰で休んでいただきたいということですので、できれば、その混雑をでは分散して1個ではなくて2個というような形で検討していっていただきたいなというように思いますので、その混雑をぜひ作り出していただきたいと思います。

交流人口増加策としては、やはりいり火の里施設周辺の充実というものが欠かせないと思います。先程も申しましたが、ディキャンプであったり、RVパークの運営であったり、またはかっぱつ広場等のイベント等、いり火の里を中心としたイベントを盛り上げるためには、やはりアイデアやマンパワーというものが更に充実が求められると思いますので、以前もありましたけれども、地域おこし協力隊といったものの協力を得て、いり火の里の運営であったり、町の観光資源の掘り起こしをするといった観点も必要かと思われますが、見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 先程もお話をしましたが、いり火の里というの非常に車中泊者といいますか、には人気がある施設でございます。といいますのもやはりスーパー、コインランドリー、入浴施設、24時間のトイレ、必要なものがすべて揃っているところで、これを使わないで賑わいづくりをするのは、やはり非常にもったいない話というところは私も同じ思います。そういう中で今ご提案がありました地域おこし協力隊ということをございましたが、私も同感です。いり火の里の賑わいづくりをテーマにした地域おこし協力隊の募集というところは、ぜひ前向きに検討して、そういう特命的な賑わいづくりをぜひ行っていただけるような方を募集していくべきだというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 前向きな答弁で大変ありがたいと思います。地域おこし協力隊の方にも協力していただいて、やはり三川町の観光資源の再発見というか見直しというのも十分する必要があると思いますし、パルク赤川周辺もディキャンプ等で賑わいを見せてるところであります。そこにいり火の里に来ていただけるような仕組みを作ったり、先程も申しましたけれども、かっぱつ広場、ドッグランのような形で開放すれば、あれだけ広いドッグランというのはないので、目玉になるような施設になるのかなというように思いますけれども、今グラウンドゴルフ協会の方々がメンテナンスをして使っておりますので、その辺の兼ね合いもあろうかと思いますけれども、まだまだ三川町というものは、そういった観光資

源、掘り起こせばたくさん魅力があると思いますので、ぜひ地域おこし協力隊またはRVパークの実現をお願いしたく質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で6番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 7時46分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 8時00分)

次に、8番 佐竹優子議員、登壇願います。8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員）

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 妊産婦健診・産後ケアの支援拡充について | 1. 妊婦健診、産後健診の費用補助について、補助額上限の引き上げを行い経済的な個人負担の軽減を図る考えについて伺う。  |
|                        | 2. 産後うつ予防・妊娠婦メンタルヘルスケアについて支援の実施状況と、課題について伺う。<br>また、スクリーニングによってハイリスクではないと判断された場合でも実際には不安や孤立感を抱く妊娠婦は潜在的に多いと考えられる。<br>精神的ケアや、産後の肉体的回復のサポートなど継続的なフォローの方向性についても伺う。 |
|                        | 3. 母子手帳アプリを導入して情報発信を強化する自治体が増えている。<br>家族間での母子保健への理解を高めるため、子育て支援サービスへのアクセス向上のためにも有効なツールであると考えるが、今後の導入について伺う。   |

通告に従い、一般質問を行います。

1、妊娠婦健診・産後ケアの支援拡充について。

一つ目、妊娠婦健診、産後健診の費用補助について、補助額上限の引き上げを行い経済的な個人負担の軽減を図る考えについて伺います。

二つ目、産後うつ予防・妊娠婦メンタルヘルスケアについて支援の実施状況と、課題について伺います。

また、スクリーニングによってハイリスクではないと判断された場合でも実際には不安や孤立感を抱く妊娠婦は潜在的に多いと考えられます。

精神的ケアや、産後の肉体的回復のサポートなど継続的なフォローの方向性についても伺います。

三つ目、母子手帳アプリを導入して情報発信を強化する自治体が増えています。

家族間での母子保健への理解を高めるために、子育て支援サービスへのアクセス向上のためにも有効なツールであると考えますが、今後の導入についても伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐竹優子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の妊産婦健診・産後ケアの支援について、1点目の妊婦健診、産後健診の費用補助に関するご質問ですが、まず、妊婦の方々が安心して健診を受けられる環境を整えることは、母子の健康を守る上で極めて重要であると認識いたしております。

現在、妊婦健診に係わる自己負担額は、医療機関によって若干の差はありますが、約2万円程度をご負担いただいております。ご質問にある補助につきましては、県医師会への委託料として支払われているものであり、県内の全市町村統一の金額となっているものであります。

また、産後健診につきましては、産後2週間と1ヶ月を目途に実施しており、公費負担を除いた自己負担額は300円前後であると把握しております。

現在、健診費用に対する公費助成に加え、妊娠届の際に、出産へ向けての費用支援として妊婦支援給付金が給付されており、こうした制度を総合的に活用いただくことで、実質的な自己負担が発生しない支援体制となっているところであります。

今後も、周辺自治体の動向や町民の皆さまの声を踏まえながら、持続可能かつ効果的な支援策のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、2点目の産後のフォローに関するご質問ですが、妊娠・出産は、女性の心身に大きな変化をもたらすライフイベントであり、特に出産後はホルモンバランスの変化や生活環境の急激な変化によって、不安や孤独感を抱えやすくなる時期でもあります。こうした背景から、産後うつの予防やメンタルヘルスケアは、母子の健やかな生活を支える上で非常に重要な支援であると認識いたしております。

本町におきましては、妊娠届出時の面談や妊娠期の教室、産後の新生児訪問時、乳児健診の際など、産前・産後サポート事業を通して各段階で保健師等が関与し、妊産婦の心身の状態を把握するとともに、必要に応じて医療機関や相談窓口への繋ぎ支援を行っております。また、「産後ケア事業」においても、心身の回復を図るための支援を実施しており、助産師等による相談対応や、産後ケア事業の短期入所、通所、訪問等の各種サービスを通じて、精神的・身体的なサポートに努めているところであります。

一方で、スクリーニング等により「リスクが低い」と判断された方であっても、実際には不安や孤独感を抱えている妊産婦が潜在的に多いことも認識しており、こうした方々に対しても支援が届くよう、声なき声に気づく丁寧な関わりが重要だと考えております。

そのため、本町としましては、妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援体制を一層強化するため、関係機関との連携を深めるとともに、保健師等の継続的なフォローアップ体制の充実を図っております。また、育児相談や母親学級、産後ケア事業の周知にも力を入れ、

誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めてまいります。

次に、3点目の母子手帳アプリに関するご質問であります、近年、スマートフォンを活用した母子手帳アプリを導入し、妊産婦や子育て家庭への情報発信を強化する自治体が増えていることは承知しております。自治体からの、妊娠・出産・育児に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく届ける手段として、また家族間で母子保健に対する理解を深めるための有効なツールであることも認識いたしております。

現在、厚生労働省では、母子保健情報のデジタル化を進める中核として、PMH 接続と呼ばれる国の情報連携基盤の整備を進めており、令和10年度以降の全国展開を予定しているため、本町といたしましては、こうした国の動向や標準化のタイミングに合わせて、電子版母子手帳の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 大変丁寧なご答弁をいただきました。ありがとうございます。まず、妊婦健診、産後健診の費用補助に関してでありますけれども、こちらが県の委託事業であることに関しては理解をいたしました。三川町でその補助額を独自で決められるものではないというところでの理解をいたしました。

また、その中で2万円程度個人負担が生じているというようなお話をされました。私が周りの方に聞いた感じではですね、1回の健診で数千円払っているというようなお話を聞いておりまして、それぞれ人によって異なる状況があるのでないかなというところを感じおりました。そういうところをぜひ今後、妊産婦への聞き取りであったりだとか、また産院だとか、そういう医療機関に対して調査などを行いまして、県にぜひ補助額の上限の引き上げなどを要望していただけないかなというところでお願いをしたいと存じます。それに関してですけれども、県の動向に関して、上限額の見直しなどの意向があるのかどうか、また、そういう情報があればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 妊婦健診に係る費用の支援といいますか、そちらに関するご質問でございました。まず、先程もご質問にありました人によっていくらかずつ異なるでありますとか、その辺の費用の支払いについては、妊婦健診についてはまず必ず定められた項目という是有るんですけども、医療機関によってはそれによらない独自のまた健診というかサービスというか、それもございます。そういうものを希望すれば、当然料金は増えてくるものと思います。

先程町長答弁でも申し上げましたとおり、この助成金というのは、県医師会への県内統一の金額としての委託料となっております。今現在、県の医師会の方からその委託料の増額についての要望は出ておりまして、ただいま県を中心に委託料の改定についての検討が行われているところです。ただ、万が一来年度から増額になったとしても、それが例え増大する、増える医療費の方に充当されるということも考えられなくはないものですから、その委託料自体が増額になったからといって、妊婦の方の費用負担というのが軽減されるかというのは

不透明なところであります。

委託料以外の町独自の支援というところに関しましては、県内統一で行っている事業でありまして、それは三川町が独自で抜け出して行うということは、周辺市町村との関係等もありますので、そこは慎重に検討していかないといけないところかなと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 今後そういった何か情報がありましたら、そういった調査等を引き続き行って対応にあたっていただきたいなと思います。そして、先程ご答弁の中で妊婦支援給付金と併せて総合的に個人の負担軽減をしていくという考え方をお伺いいたしました。こちらの給付金は子ども・子育て支援法によって創設されました國の給付制度であったかと承知をしております。10/10国庫補助であったかと思いました。妊娠を届け出たときに5万円給付となって、更には5万円を後から給付するといったものです。昨今の物価高で子育て世帯の家計を非常に圧迫されているような状況であります、國の給付金との総合的な支援の考え方については理解をするところではありますけれども、やはり医療費として個人の負担軽減が直接的にできれば、安心して医療を受けることができるのではないかと。そうしたことが妊娠期の不安の軽減にも繋がるよう思います。

続きまして、妊産婦のフォローに関する内容がありました。妊娠届け出時の面談ですとか、産後の家庭訪問によって様々な機会に状況を把握して必要な支援を行っているということでお聞きをいたしました。現在の限られた役場の人員体制の中で、しっかりととした切れ目がない支援が実施されているなということあります。大変ありがたいことだなというように感じました。

産後うつについては、近年大きな問題として認識をされつつあります。妊産婦のうつ病に関しては、妊娠中に約10%程度、産後に約10%から15%程度とも言われています。妊娠出産期のメンタルヘルスの問題は、ホルモンバランスの影響もございますけれども、出産後は授乳だと赤ちゃんのお世話、まずは睡眠の時間の確保ができない。そうしたことがメンタルヘルスの不調に繋がっているのではないかとも思います。一時的なうつ症状で回復する場合もあれば、長期化してしまう方もおられるのが現実であります。

そうしたことからも、妊産婦のメンタルヘルスの問題は、早期の段階において適切な対応が重要であると考えます。三川町では、産後の家庭訪問の際にエジンバラ産後うつ質問票などチェックリストを使ってスクリーニングを行っているというようにお聞きをしております。実際にこのスクリーニングによってリスクが高いと分かった方にはどういった対応をなさっているんでしょうか。また、そうなっていないという方であっても、ご家庭での育児支援体制が不足しているのではないかという少し不安があった方、このような方にどういった対応をなさっているのか、お聞きをいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） 妊婦の産後うつに関わる産後ケアのご質問でございます。ただいまご質問にありましたとおり、当町では産後うつや育児不安を早期に発見しまして、適切な育児支援等を行っていくためにエジンバラ産後うつ病質問票というものを活用してお

ります。こちらの質問票は10の質問項目にそれぞれ0から3点の点数がありまして、30点満点で診断するものです。その中で9点を超えた方に関しては、ハイリスク産婦として支援対象ということになるということで考慮しております。

参考まで、昨年度ですけれども、その質問票に関しては30人に対して実施しておりまして、そのうち2名がハイリスクとして支援対応させていただきました。ハイリスクと認められて支援が必要と判断された場合には、保健師の継続訪問や電話かけなどで最低月1回以上を目安に実施しております。必要に応じて産後ケア事業への働きかけですとか、県内の医療機関、特に精神科の病院、医療機関などを受診するような調整等を行っております。この調査については産後に行っているもの、産後すぐになるべく早い時期に行っているものなので、その後の経過についてはまた家庭の状況等で妊婦、お母さんになりますけれども、状況は変わってくるものはあるかと思いますけれども、そこにつきましても引き続き赤ちゃん訪問ですとか、様々な健診、そのような機会を通じて、なるべく状況把握に努めまして、適切な対応を図っているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） また、そうした早期の段階で必要な医療機関に繋ぎ、橋渡し的な繋ぎ支援がなされているというところで、そうした対応がしっかりと丁寧にされているんだなというところで、お伺いいたしました。とても手厚い支援であるなという感じたところであります。引き続き、医療機関との情報共有、連携を図り、支援を行っていただきたいと存じます。

産後ケア事業については、公費補助を行って、鶴岡市、酒田市の医療機関と協力して実施されているというようにお聞きをしております。各種そのメニューを利用するためには、要件は特にないということで、希望すれば申し込みできるというようには聞いたんですけども、利用申請から最短何日で利用ができるようになるんでしょうか。また、三川町での利用の状況についてもお聞きをいたします。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 産後ケアの利用に関するご質問でございます。産後ケア事業につきましては、最初に利用開始日になりますけれども、利用開始に関しましては産婦の状況によりまして緊急性が高いと判断された場合には、できる限り申請と同時に当日利用ができるようにこちらの方では調整に動きます。ただし、受け入れ先の医院の都合とかもあると思いますので必ず当日というわけではないんですけども、そういうようにできる限り早く対応できるような体制というか、行動を行っているつもりであります。受けたい方が基本的には受けられるということで、リスクが高いと認められた方を対象とはしつつも、ご本人の希望があれば、それを断ることは行っていない状況です。

なお、三川町の利用状況ですけれども、参考まで昨年度の実績としましては、実人数では4名の方がこの産後ケア事業を利用しております。訪問型が3回、デイサービス型が1回、宿泊型が6回ということでの利用がございました。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番 (佐竹優子議員) 利用状況についてもお聞きをいたしまして、やはり先程のハイリスクになられた方の数が2名であったということでありまして、そうしたところからも基本的には使われる方の絶対数というかに関しては、やはり出産の数にもよって、また変動があるのかなというように思つたところであります。それと同時にこの産後ケアの事業内容自体が実はまだ知られていないのではないかというようにも思つたところであります。また、その重要性、産後ケアを受けるということ、その事業の意味合いというか、そういったところのことに関してもまだまだ妊産婦あるいはそのご家族に対して知られていないのではないかというように思いますので、利用が進まないことの背景ですね、例えば補助が受けられる日数の制限があるとか、費用面での何か障壁があるのかどうか、そういったところをお伺いいたします。

○議 長 (町野昌弘議員) 齋藤健康福祉課長。

○説明員 (齋藤一哉健康福祉課長) 産後ケア事業の利用者の認識といいますか、その周知についてお答えします。産後ケア事業、こういう事業があるということ自体は、出産前にはしっかりとチラシなどもお渡ししてお知らせをしていますけれども、やはりなかなかチラシを渡したからといって、それをきちんと読み込むわけではないという方も多いと思うので、その辺は丁寧な説明が必要かなと思います。

利用者にとって何か障害となっているものとか、そういうものに関してですけれども、産後ケア事業につきましては、まずは事業形態ですね、宿泊型、デイサービス型、訪問型というそれぞれのサービスを全部合わせまして7日以内の利用が可能となっております。ただ宿泊型につきましては最大で4泊5日まで、基本的には平日の利用ということでなっております。利用料金におきましては利用する医療機関によってそのように料金が異なっておりますけれども、宿泊型、デイサービス型、訪問型の順でやはり高くなっています。利用者からは料金の1割の負担をいただいているところです。

これまで産後ケア事業を行っておりまして、利用者から障害というか、何か困りごとみたいな相談は今まで受けていないということでございます。産後ケア事業につきましては、母子手帳交付時や先程も少し説明はしましたけれども、母子手帳交付時やマタニティ教室等の機会を捉えまして、周知を図っているんですけれども、なお一層活用のための周知には力を入れていく必要があるなと思います。

○議 長 (町野昌弘議員) 8番 佐竹優子議員。

○8 番 (佐竹優子議員) 産後のつらさというのは、なかなか周囲には理解されないのではないかというように感じているところであります。それゆえに、その利用をためらってしまうといった、そういった心理的な要素もあるのではないかと私は思っています。例えばですけれども、家族に「そんなに言うほど大変なのか」と、仮にもしそんな言葉を一度でも言われてしまったら、もう助けを求めるということ自体をしなくなってしまうのではないかというように私は思います。妊産婦が気軽に産後ケアの事業の支援を受けるためには、やはりその支援する配偶者であったり家族にも産後ケアの重要性を理解していただく必要があるよう思います。また、そういったことに対する周知については、今後積極的に取り組んでいた

だければと思います。

そして、その家族との情報を共有していく上で、必要なツールとして母子手帳アプリを導入してはということで提言をさせていただきたいんですけども、この赤ちゃんの記録、成長の記録を家族で共有をして、そしてともに子育てをしていく喜びだとか苦労だとか困りごとの解決だとか、そういういたところの情報共有をしていくためにも、母子手帳アプリというのは非常に有効なツールであるというように私は考えています。

先程のご答弁で国のプラットホームであるPMHとの接続が全国に展開されてから導入をするというような考え方でお伺いをいたしました。そして、国が進めるDX推進によって様々な健診だとか、情報が紐づけされれば、医療機関との情報共有もスムーズにいきますし、またそうした住民サービスの向上だけでなく、行政の事務作業の効率化にも繋がるようになります。ただこのPMH接続というのは、やはり国のプラットホームへの接続を要するシステムでありますので、仕様決めだとかそういう段階においてもかなりの時間を要するものだと思います。となりますと、整備されるのはまだ先なのかなというように考えておりまして、そうしている間にでもこの庄内地方においては他市町ではどんどん母子手帳アプリの導入が進んでいると思います。

今の子育て世代はデジタルネイティブ世代でもありますし、そうした方々に三川町は後れをとっているのではないかというような印象を与えかねない状況にあります。そうした若い世代へのリーチをしていくためには、投資的な視点を持ち合わせまして、DXを進めていく必要があるようになります。三川町が後れをとっているような状況に関して、見解をお伺いしたいのと、他市町村での状況などもお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤健康福祉課長。

○説明員（斎藤一哉健康福祉課長） 2点ほどご質問ありました。まず、1点目の産後ケア事業についての家族への周知の協力、家族の協力と周知に関してでございます。まず、産後ケア事業の周知に関しては重要であると認識しております、その辺の周知は力を入れているつもりではございますが、まだまだ行き届いていないのがあるのかなとは思います。ただ、今回のご質問のようなケースでありますと、産後ケア事業をぜひ使ってくださいという周知よりも、まずは家族や配偶者からの理解を求める、当然協力を求めるというのが第一かなと思います。やはり家族の協力を求めない、出産直後にもそのような状態では、その後のその子の育児ですか、成長にも影響が出ると思いますので、そういうところの機会を捉えながらといいますか、訪問なども重ねながら、やはりそちらの方の家族の協力が向かっていくような方に、こちらとしては誘導していくのが、まずは第一かなと思います。

なお、本町ではプレママ教室なども通じながら、産前の、それは家族で参加できる教室ですので、そういうものを通じながらご家族への理解を深めたいということで事業は行っているところですし、ただ、家族がいるからといって、その産後ケア事業を希望された場合は、当然それは拒むものではございませんので、それはしっかりと相談に乗りながら対応していきたいと思います。

次に母子手帳アプリに関してですけれども、母子手帳アプリにつきましては、庄内に

おける周辺の自治体に関しましても導入というかして今運用が開始されているという自治体があるということは承知しております。ただ、現時点でも利用の状況としましてはアプリを通じて行えることが母子手帳としての活用ではなくて、主には自治体からの情報発信が中心でありまして、現時点において母子手帳本来の目的を果たすことはできていないという情報をすでに導入している自治体の担当者の方からはいただいております。

実際の母子手帳アプリに関しましては、町が導入を開始していなくても使いたいと思える方は、自分たちでダウンロードして市町村から通知を受ける等の機能を除けば同様に今現在使える状態と伺っておりますので、その辺いろいろ鑑みまして、当町におきましてはすでに導入している周辺の自治体から情報をいただきながら、アプリの導入については検討を行っております。そのタイミングにつきましては、PMH の接続ということで、そちらの情報ネットワークの運用が今のところ令和10年度からスタートする予定であるので、令和10年度までは導入を行わないというわけではなくて、その辺は接続に関する動向を注視しながら、適切なタイミングでしっかりと導入を図っていきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。災害時においても、情報発信のチャンネルを持っておくということは大事だと思いますので、今後整備に関して検討していただきたいと存じます。産後うつの問題は非常に大きな問題で生まれてくる子にも影響を与えるものでありますので、三川町において子育て支援がなお一層手厚く充実したものになりますよう、そして、温かな相談支援が途切れることなく継続していただきますように、心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で8番 佐竹優子議員の質問を終わります。

次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員）

- |                |  |
|----------------|--|
| 1. 民生・児童委員について | 1. 民生・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、地域福祉を支えている。今年は一斉改選時期だが、充足率の現状となり手となる課題解決、新たな手の発掘に努めるPRや勧誘についての考え方を伺う。   |
| 2. 学校運営について    | 1. 小学校設置基準において、本町の3つの小学校は12学級に満たない小規模校であり、ここ数年後には、「複式学級校」となる可能性が高い中、3つの小学校が連携を図りスケールメリットを活かし、各学校の人的物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保証する仮称「学校間連携型学校経営構想」を打ち出し、加速度的に進む小規模校時代に対処すべきである。児童の健やかな成長を育み、地域コミュニティの連帶を生み出す「地域の学校」はどうあるべきか見解を伺う。 |

一般質問いたします。

質問事項1、民生・児童委員について。

民生・児童委員は地域住民の身近な相談相手として、地域福祉を支えております。今年は一斉改選時期ですが、充足率の現状となり手となる課題解決、新たなり手の発掘に努めるPRや勧誘についての考えを伺います。

質問事項2、学校運営について。

小学校設置基準において、本町の三つの小学校は12学級に満たない小規模校であり、ここ数年後には、複式学級校となる可能性が高い中、三つの小学校が連携を図りスケールメリットを活かし、各学校の人的物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保証する仮称「学校間連携型学校経営構想」を打ち出し、加速度的に進む小規模校時代に対処すべきです。児童の健やかな成長を育み、地域コミュニティの連帯を生み出す地域の学校はどうあるべきか見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の学校運営に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の民生・児童委員について、委員のなり手に関するご質問ですが、民生・児童委員の皆さまからは、日頃より地域住民の身近な相談相手として、また、子育て世帯や高齢者世帯をはじめとする様々な立場の方々の見守りや支援活動にご尽力をいただいており、本町の地域福祉を支える非常に重要な存在であると認識いたしております。

本年は、3年に1度実施される一斉改選の年にあたり、町においても新たな委員の推薦に向けて作業を進めているところであります。しかしながら、近年は全国的になり手不足が大きな課題となっており、本町においても例外ではなく、定数22名に対し、現時点で3名の委員が充足できていないところであります。この背景には、地域社会の繋がりの希薄化や、担い手世代の多忙化、また委員活動への理解不足など、複合的な要因があると考えております。

町では、これまで以上に、町広報紙やホームページ、地域での集まり等を通じて民生児童委員の役割や活動の意義を広く伝えるとともに、地域の理解と協力を得ながら、町内会と連携して、担い手の発掘に努めていく必要があると考えております。

また、こうした状況を受け、町といたしましても適任と思われる方に個別に声掛けを行うなど、なり手の確保に向けて地道な努力を重ねております。その結果、数名の方の新たな推薦に繋がるなど、一定の成果も得られたところであります。

すべての地域に委員が配置されることは、地域福祉の基盤を維持する上で極めて重要であるため、今後も必要な支援と取り組みを継続し、安定した委員体制の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 斎藤教育長。

○説明員（斎藤正志教育長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の学校運営について、小規模校時代への対処と今後の学校のあり方に関するご質問でありますが、議員ご指摘のとおり、本町の三つの小学校はいずれも児童数が減少傾向にあり、数年後には複式学級が発生する可能性が高い状況にあります。このような小規模校への加速化は、本町のみならず、全国の自治体が直面している課題であり、子どもの健全な成長を育む教育環境をいかに維持し充実させていくかは、教育界全体の喫緊の課題であります。

その一つの方策として、議員からご提案いただいた学校間連携型学校経営構想は、人的・物的資源を各校で共有して授業を進めたり、合同で行事などを行ったりすることができ、児童が多様な学びを経験することに繋がります。これは、単なる効率化にとどまらず、子どもたちの学びの質を高め、互いの学校文化を尊重しながら新たな教育の形を創出することにも寄与し、非常に有意義な手法の一つであると考えております。また、このような取り組みは、教育の質を高めるだけでなく、地域の学校として地域の絆を深めることにも繋がるものと考えております。地域行事や学校活動を通じて世代を超えた新たな交流が生まれることで、子どもたちは更にふるさと三川に愛着を持ち、また、地域全体で子どもを育てるという文化が一層深まっていくことが期待されます。

小規模校では、教員が児童一人ひとりの個性や発達段階をきめ細かく把握できるという利点がある一方、教員・児童ともに様々な考えを持った他者と触れ合う機会が限られ、社会性や協調性を育む上で十分な刺激を得にくいという課題もあります。こうした他から学ぶ、関わりの中で成長するというような、集団の中で育つということも学校教育の大きな役割であります。

このような課題を乗り越え、すべての子どもたちに質の高い教育を提供するため、教育委員会といたしましても将来の学校のあり方について検討を始める時期に来ていると考えております。具体的に地域の実情や保護者の方々の思い、児童の生活環境などを町民の皆さんと率直に話し合い、三川の子どもたちにとって最も良い教育環境のあり方について、検討していく必要があります。ご提案いただいた学校間連携型学校経営構想も含めて、地域全体で子どもを育てるという視点も共有しながら、今後も町民の皆さんとともに、子どもたちが伸び伸びと成長できる最良の学校環境の整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今、町長答弁をお聞きし、地域社会の希薄化それから自治会の担い手の減少、これがやはり地域の福祉を最前線で支えている民生委員も例外でないといったこうした現場の窮状というものが伝わってまいりました。民生委員は申すまでもなく昭和23年に制定された民生委員法によって非常勤の地方公務員として80年近い年月を経てきましたが、民生委員法の制定当時の社会環境は今日の核家族化、少子化、高齢化などという社会

問題は、まさに想定外だったというように私は思います。時代とともに、今では社会福祉、老人福祉それから身障者、障害者、生活保護、児童福祉など、本当に多岐にわたって民生・児童委員の重要性と活動への負担は増すばかりだというように思っております。そうした背景が地域に密着して、福祉活動に携わる委員の充足率が全国的にも低下傾向ではあるというよりも受けとめております。

そこで、地域住民の協力を得ながら助け合い、支え合うことのできる体制づくりと民生委員の負担軽減等を目的に、民生委員をサポートする三川町民生・児童委員協力員制度を創設し、社会福祉の増進に努める社会奉仕者といいますか、そうした方々を一人でも多く輩出する仕組みを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 民生・児童委員の負担軽減のために協力員制度の創設をというアイデアを頂戴いたしました。それに関する質問に対してお答えします。民生・児童委員につきましては、今現在3名が充足されていないというような状況で、なるべく早く定員を充足するように取り組んでいるところであります。その中で、この協力員制度につきましては、まだ少し今まで検討のテーブルに上がったことがないというか、お聞きした制度ですので、私は少し調べてはいたんですけども、その制度の有効性等は認識しつつ、その導入開始につきましては、現在の民生・児童委員協議会の皆さんとご相談しながら、皆さんの意見を集約しながら、導入に関しては検討する必要があるかなと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 民生委員の皆さんのがやはり多くの人から尊敬される、リスペクトされる存在にならなければ、やはりやりがいそれから充実感というのは全く生まれないというように私は思います。そうしたなり手不足に苦心する行政は一人でも多くの協力者と理解者を増やす必要があろうというように思います。

毎月発行される広報紙では、一斉改選のあった年に新たな委員の紹介記事が載りますけれども、それ以上にこの改選時期を迎える段階において、やはりPRを兼ねた民生委員の勧誘、これにやはり力を入れる記事を発行することが大切だというように思います。それからホームページへのアップロード、それからスマート世代へのそうしたいわゆる町内会頼みとしないやはり多様な推進母体というものを、やはり仕組みを構築していく必要があろうかというように思いますので、これから時間をかけても結構ですので、少し検討いただきたいというように思います。

次の質問に入ります。年々子どもの数が減少し、学校の規模が小さくなろうとも最も大事にしなければならないのは、子どもたちが自分たちの住むこの地域を好きになることであり、その核となるのは学校の存在だというように思います。子どもたちが成長する最良の環境は、学校、家庭、地域の三位一体のフィールド、領域であり一つ欠いても健全な発達は実現しないでしょう。将来を担う子どもたちに私たち大人は責任を持って時代に即応した学習の場を提供しなければならないと改めて思います。

そこで教育長に伺いますが、我が子の成長に期待を寄せる親御さんの中には大勢の児童と

接していただき、そしてコミュニケーション能力を高め、良い意味で競争心が芽生え、向上心が高まり、たくましさを身につけてほしいとの願望をお持ちのようです。同様に児童の資質や能力を伸ばすためには、学校にある程度の規模を確保し、多様な意見に触れたり切磋琢磨したりすることが大切とされ、複式学級がある場合、学校統合などの対応を速やかに検討する必要があるとする考え、最近では隣接する酒田市で複式学級は早期に解消したいと、小学校統合問題での発言がなされています。

こうした背景がある一方で、三川町は特徴的と言えるほど学校から他の学校が望める、また声が届くほどの狭いエリアの中に1kmから3kmほど離れて小中学校が点在しております。私はこの距離感を一つの三川町の希望と見てています。小規模校を抱える三川町として、保幼小中の連携が土台にあり、更に進化した学校間連携が実を結べば、具体例を挙げれば東郷小学校の学級が押切小学校へ乗り入れ授業を行う、そうしたことが教育効果が私は上がるというように思いますし、地域に衰退をもたらすそうした可能性は全く生まれないというように私は信じております。今後の教育行政の大きな柱である学校運営にどのようなイメージをお持ちか、改めて教育長からお話をいただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤教育長。

○説明員（斎藤正志教育長） 子どもたちの少子化というのは大変大きな問題であり、私自身もずっと頭を悩ませてきました。まず、私の経験から申し上げますが、今から8年前、9年前になりますが、私が校長として預かった学校は具体名を挙げれば、酒田市立松山小学校でした。旧松山町三つの小学校があつて、全校生徒64名の学校でした。三川町よりずっと小さな学校で、統合の話が進んでおり、私は閉校とそれから平成29年度には開校の校長をさせていただきました。そのときに考えたのが、やはり地域の力を学校はお借りしないといけないのに、子どもたちと地域の方々が離れてしまうということを大変危惧をいたしました。開校してからも、そんな考えがあったものですから、三つの地域、三川町と同じ三つの地域な条件な物ですから、そこに足を運んで地域の方と話をしたときに「校長先生、子どもの声が聞こえなくなった」ということを言われました。小林議員おっしゃるように、やはり学校というのは地域の核ですし、学校によって子どもは伸びるし、地域から伸びていただく、また、地域の方たちも学校を核にして伸びていくと私は考えております。まず、そんな経験を持っております。

それから学校の役割ということを少しお話させていただくと、学校というのはもちろん、学力をつける場所です。これには子どもの数はあまり多くない方が適しているのかもしれません。先生方が手厚くあたるために、熱心に一人ひとりにあたるために、やはりある程度小規模校の方がメリットがあるのかと思います。しかし、学校というのは学力をつけるだけではありません。人との関わりということを学ばなければなりません。小林議員の発言にもあったとおりに、やはりある程度の子どもたちが人と関わることによって生き方を学んでいくというのが大きな学校の役割でもあります。友達と協力して成長していくこと、またある面喧嘩をして仲直りをして、大人の言い方であれば折り合いをつけて人の考えを理解していくこと。そういう過程ももちろん学校の大きな役割であります。では、三川町をどうして

いったらいいのか。私自身も大変悩んでおりますけれども、近隣の市町では統合ということも十分考えております。

しかし、やはり地域に学校があるということが私は重要な三川町の特色になり得るのではないか、将来的にずっと減っていった場合には、これは考えなければいけないことかもしれませんけれども、そこまでは少人数で学べる良さと、それから距離的に近い学校での交流学習、それも入れながら、それを並行して何とか二つの良さを生かして学校運営をしていかないと。ただ、これは私自身の考えですので、町民の方のご意見を広く聞くかしないといけないと思い、先程の答弁の中にそういう時期に来ているというように話をしました。仮に学校が統合となるには、跡地利用であったり、いろいろな問題が出てきます。予算的な問題も出てきます。

したがって、ここ数年は4年かかるか5年かかるか分かりませんが、まずは子どもたちの学びを少人数の良さと交流学習で集団の学びの良さを生かして、今の子どもたちを育てることに全力を挙げながら、その間に議員の皆さん、それから町民の皆さんのご意見を聞きながら、最終的には首長である町長のお考えということにはなるかと思いますが、まず皆さんが納得いく形で学校運営が、学校に協力してもらえるような形を作りたい。私は今そんなことを考えております。私一人で考えるのはたかが知れています。ぜひ議員の皆さん、それから町民の皆さんのお考えを広く聞いて、子どもたちに最良の環境を作りたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと今は思っています。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ありがとうございます。今、教育長のご意見の中に、やはりこれからは広く町民の意見をお聞きすると、こうした交渉に力を入れていくということでございました。私もそのとおりになるだろうというように思います。10年ぐらい経ちましたでしょうか。教育委員会制度の一部改正がありまして、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議というものが各自治体に設置される。そうしたことになりまして、本町もその会議がございますけれども、この会議においてはやはりこの教育を行うための学校の整備、それから教育の振興に係る重点施策等について協議されると思いますが、子どもたちの豊かな学びと成長を一層支援していくという意味からしても、今後学校のあるべき方向に議論を交わす時間を少しでも多くとっていただきたいなというように思います。同時に、学校の維持存続と教育上の課題をテーマに、学校運営協議会制度の機能に準じた、やはり地域住民を含め、中長期的な協議と熟議の場が必要と思われます。その考え、今少し触れましたが、今後どのような方向を持ってまいるのか、お聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 斎藤教育長。

○説明員（斎藤正志教育長） 先程、私の大まかな考え方、個人的な考えを申し上げましたが、今学校運営協議会というものと、それから町長も入っての総合教育会議と二つ内部での様々な意見を聞く会議があります。その場を十分生かして、すでに総合教育会議では、昨年度のテーマから昨年度の総合教育会議の中のテーマとして少子化についてどう思うかと。実際、教育委員の方たちの意見も一つではありません。いろいろな考えが出ます。私が話をした考え方も

一つですし、それから統合した方がいいのではないか、存続した方がいいのではないか。いろいろな考えが出ます。そんな考えをいろいろなところで皆さんから出していただいて、最終的に、では、この方向に向こうというのをできるだけ多くの町民の方から声を聞いて、そして新しい学校、三つの学校でいくか一つになるかは、それは分かりませんけれども、そのときにみんなが応援してくれる、そんな学校づくりをしていきたいと思っています。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ありがとうございます。もう5、6年になるでしょうか。三川町の小中学校の学校運営協議会、この協議会の最終ゴールというのは、やはりこの学校運営に関する透明性の確保それから地域の意見を取り入れることで、学校の質を向上させるということだというように私は思っております。いわば学校づくりというようになろうかと思います。もう一つ、それとタッグを組んで行おうというのが地域学校協働活動というのがありますね。本町の場合は、その部分においてはコーディネーターを設置しておりますけれども、地域住民が参画していない。これが非常に寂しいことだなと私は思います。これからいろいろな場で、この今後の学校のあり方について協議する場合には、やはりこの地域学校協働活動の中にもやはり推進員を取り入れて、そしてテーマとして今後の学校のるべき姿を皆さんで協議、熟議を交わしていくといった進め方を希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会とします。

（午後 8時59分）

## 令和7年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年9月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志 田 徳 久 議員 2番 鈴 木 淳 士 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 土 田 市 子 議員 5番 小野寺 正 樹 議員 6番 佐久間 千 佳 議員  
7番 砂 田 茂 議員 8番 佐 竹 優 子 議員 10番 町 野 昌 弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 鈴 木 重 行 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	佐 藤 亮 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	中 條 一 之 総 務 課 長
鈴 木 亨 総務課危機管理室長	鈴 木 武 仁 企画調整課長
本 多 由 紀 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋 藤 一 哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加 藤 恵 美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅 原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本 間 純 建 設 環 境 課 長	渋 谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒 田 浩 監 査 委 員	大 川 里 美 農業委員会会长

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸 議 会 事 務 局 長 遠 渡 蓬 書 記  
高 橋 歩 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 5 日 9月9日(火) 午前9時30分開議
- 日程第 1 議第56号 令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議第57号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議第58号 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議第59号 令和6年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議第60号 令和6年度三川町下水道事業会計決算の認定について
- 散 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第1から日程第5まで、以上5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第5まで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、議第56号「令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第57号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第58号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計決算の認定」の件、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第56号「令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第57号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第58号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第59号「令和6年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第60号「令和6年度三川町下水道事業会計決算の認定」の件、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年度の三川町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、会計管理者より、去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月14日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

また、令和6年度の三川町下水道事業会計の決算につきましては、去る5月27日付けで地方公営企業法第30条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月14日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公営企業資金不足比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を賜りたくご提案いたすものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます、財政健全化判断比率については、4指標のうち実質公債費比率は10.7、将来負担比率は79.5で、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに公営企業資金不足比率に

については、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

また、一般会計及び各特別会計決算の概要につきまして会計管理者より、下水道事業会計決算につきましては、企業出納員である建設環境課長より説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 会計管理者より概要説明を求めます。本多会計管理者。

○説明員（本多由紀会計管理者） それでは、私の方からご説明申し上げます。

令和6年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

配付いたしました資料は、6ページに編綴しました「令和6年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を集計表にまとめました「令和6年度三川町各会計決算概要一覧」であります、「令和6年度三川町各会計決算の概要」によりご説明申し上げます。なお、説明内容は、すべての会計において「1. 決算の総括」のみとさせていただきます。

それでは、「令和6年度三川町各会計決算の概要」の1ページをご覧ください。

初めに、「一般会計」について申し上げます。

歳入総額は59億408万830円、歳出総額は56億1,383万4,669円、歳入歳出差引額は2億9,024万6,161円であります。翌年度に繰り越すべき財源は733万1,000円であり、この財源を差し引いた実質収支額は2億8,291万5,161円であります。また、前年度実質収支額は3億1,695万3,299円で、令和6年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は3,403万8,138円のマイナスであり、単年度収支額に財政調整基金積立金2億360万円を加算し、財政調整基金取崩額2億1,872万7,000円を差し引いた実質単年度収支額は4,916万5,138円のマイナスであります。

次に、3ページの「国民健康保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は7億3,415万242円、歳出総額は7億1,334万9,964円、歳入歳出差引額は2,080万278円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であることから、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額であります。また、前年度実質収支額は3,582万5,667円であり、令和6年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1,502万5,389円のマイナスとなりました。これに国民健康保険事業基金積立金1,215万8,000円を加算し、国民健康保険事業基金取崩額0円を差し引いた後の実質単年度収支額は286万7,389円のマイナスであります。

次に、4ページの「後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

歳入総額は1億1,850万3,342円、歳出総額は1億1,422万1,086円、歳入歳出差引額及び実質収支額は428万2,256円であります。また、前年度実質収支額が654万5,396円であり、令和6年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は226万3,140円のマイナスであります。

最後に、5ページの「介護保険特別会計」について申し上げます。

歳入総額は8億8,596万1,384円、歳出総額は8億8,512万7,733円、歳入歳出差引額及び実質収支額は83万3,651円であります。また、前年度実質収支額が1,252万8,321円で

あり、令和6年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1,169万4,670円のマイナスであります。介護給付費準備基金積立金は1,200万8,584円で、介護給付費準備基金取崩額は2,030万3,029円であるため、単年度収支額に介護基金積立金を加算した実質単年度収支額は1,998万9,115円のマイナスであります。

以上で、令和6年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要説明といたします。

○議長（町野昌弘議員） 次に建設環境課長より概要説明を求めます。本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 続いて、下水道事業会計について申し上げます。

なお、令和5年度末をもって農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計を廃止し、令和6年度より地方公営企業法を適用したことから、会計管理者が説明申し上げた一般会計及び特別会計とは異なる概念による決算となっております。

まず初めに、決算の総括であります。収益的収支においては収入が3億9,560万5,905円、支出が3億8,078万7,887円、また資本的収支においては収入が2億3,808万4,000円、支出が3億7,133万1,497円であります。

続いて、損益計算書でありますが、営業収支は1億8,854万1,120円のマイナス、経常収支は1,797万6,713円のプラスとなり、純利益は1,484万9,115円であります。

また、貸借対照表でありますが、資産の部の合計及び負債資本合計は58億7,732万6,913円となっており、損益計算書において生じた純利益は、貸借対照表の資産の部、剰余金、当年度未処分利益剰余金として計上しております。

最後に、キャッシュ・フロー計算書でありますが、当期資金増加額は483万8,137円であり、期末残高は1,808万2,186円となっており、当該額は貸借対照表の資産の部、流動資産、現金・預金と一致した額となっております。

以上で、令和6年度下水道事業会計決算の概要説明といたします。

○議長（町野昌弘議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。黒田監査委員。

○説明員（黒田 浩監査委員） 令和6年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法、地方公営企業法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和7年7月14日に付託された令和6年度三川町各会計歳入歳出決算、定額資金運用基金、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率を三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査しましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。

審査の手続については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿つ

て事務事業が効果的・経済的に執行されたか等に主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものがなかったので、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見について申し上げます。

21ページをご覧ください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱う内容であります、決算書を形成するための背景となっております事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

我々監査委員は各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているか等について審査しました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について3点申し述べます。

1点目は「地域公共交通推進事業について」であります。

デマンド型交通システム運行事業については、運行経費が年々増嵩している中、利用延べ人数、登録者数は減少している状況にあります。

引き続き、利用ニーズの把握に努めるとともに経費の抑制等効率的な運行体制に向けた検討が必要であると判断されたところであります。

また、高齢者のみならず若年層も含むいわゆる交通弱者の移動手段については総合的な交通体系の構築が求められることから、地域全体で活用できる資産や手法等について検討し、横断的な施策展開が必要であると判断されたところであります。

2点目は「異常気象に強い農業の構築について」であります。

近年、ゲリラ豪雨や高温少雨などの異常気象が頻発し農作物に深刻な被害をもたらしております、包括的な異常気象対策が急務とされているところであります。

このような中、町独自の施策である新農業所得構造改革推進事業においては、利用件数が伸びない状況が続いていることから、より多くの農業者の所得向上を目指し、排水性や保水性を考慮した土づくりへの支援事業や瑞穂の郷づくり事業などの随時見直しにより、異常気象に強い農業の構築に向けた取り組みが必要であると判断されたところであります。

3点目は「自主防災組織育成事業について」であります。

コロナ禍以降、災害訓練実践町内会助成事業を活用し訓練に取り組む自主防災組織が少ない状況が続いているところであります。

災害発生時において、自主防災組織の果たす役割は大きく、住民の円滑な避難活動等に資するための日頃の訓練、研修等が重要であることから、自主防災組織の具体的な行動に繋がり、実効性が高まるような支援策を検討していく必要があると判断されたところであります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

22ページの審査結果に述べましたとおり、三川町育英奨学基金については、経理に誤りなく、計数は正確で、設置目的に沿って運用されていると認められたところであります。

次に、23ページの財政健全化に係る審査意見を申し述べます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、特に将来負担比率については財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるところであります。

最後に24ページの公営企業資金不足比率に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された公営企業資金不足比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、公営企業が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるところであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、なお今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の取り組みを期待し、決算審査報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月10日まで審査を終えるよう、期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月10日まで審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって散会とします。

（午前 9時51分）

## 令和7年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年9月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志 田 徳 久 議員 2番 鈴 木 淳 士 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 土 田 市 子 議員 5番 小野寺 正 樹 議員 6番 佐久間 千 佳 議員  
7番 砂 田 茂 議員 8番 佐 竹 優 子 議員 10番 町 野 昌 弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 鈴 木 重 行 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	佐 藤 亮 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	中 條 一 之 総 務 課 長
鈴 木 亨 総務課危機管理室長	鈴 木 武 仁 企画調整課長
本 多 由 紀 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋 藤 一 哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加 藤 恵 美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅 原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本 間 純 建 設 環 境 課 長	渋 谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒 田 浩 監 査 委 員	大 川 里 美 農業委員会会长

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加 藤 善 幸 議 会 事 務 局 長 林 愛 書 記  
遠 渡 蓮 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 7 日 9月11日（木）午前9時30分開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(決算審査特別委員会委員長報告)                           |
| 日程第 2 | 議第61号 三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動<br>の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定<br>について |
| 日程第 3 | 議第62号 人権擁護委員候補者の推薦について   |
| 日程第 4 | (別紙) 三川町議会議員の派遣について  |

○ 閉 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 決算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告いたします。

### 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

令和7年9月9日午前9時51分から午後1時28分まで、9月10日午前9時30分から午後2時24分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月9日 8名、 9月10日 8名

3. 欠席委員 9月9日 1名、 9月10日 1名

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会长

#### 5. 審査事項

議第56号 令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第57号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第58号 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第59号 令和6年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第60号 令和6年度三川町下水道事業会計決算の認定の件

#### 6. 審査の経過

○ 年長委員 小林茂吉委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木淳士委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に小野寺正樹委員が当選した。

○ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和7年9月11日

三川町議会決算審査特別委員会  
委員長 鈴木 淳士

三川町議会議長 町野 昌弘 殿

○議 長 (町野昌弘議員) 委員長報告に対する質疑であります、今日は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長 (町野昌弘議員) これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議 長 (町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議 長 (町野昌弘議員) これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、5件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議 長 (町野昌弘議員) 初めに、議第56号「令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 0名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第56号「令和6年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第57号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 0名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第57号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第58号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第 58 号「令和 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第 59 号「令和 6 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第 59 号「令和 6 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 次に、議第 60 号「令和 6 年度三川町下水道事業会計決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議 長 (町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第 60 号「令和 6 年度三川町下水道事業会計決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長 (町野昌弘議員) 日程第 2、議第 61 号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第 61 号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、最近における物価の変動等に鑑み、本町議会議員及び町長選挙における選挙運動に関連した選挙運動用ビラ及びポスター作成の公費負担にかかる限度額を引き上げることを目的に規定を整備いたしますものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 (町野昌弘議員) これから質疑を行います。

2 番 鈴木淳士議員。

○2 番 (鈴木淳士議員) この条例改正について、改正内容が 4 万円から 31 万 6,250 円という非常に幅の大きい改正内容になっておりましたので、試しに試算してみたのですが、改正前の基準ですと、三川町内 27 カ所のポスター掲示場があるわけですが、27 をベースにして計算した限りでは、4 万円のベースですと総額で 5 万 4,621 円に対して 31 万 6,250 円という改正をしますと 33 万 2,100 円という非常に桁が違うほど大きな差異が出たものですから、どういう経過なのかなというところで、提案理由に載っております政令第 200 号の改正

条文を引っ張り出して比較してみたのですけれども、これには541円31銭から586円88銭の改正は確認できたのですが、問題の4万円から31万6,250円の改正条文がどこを探しても出てこない。試しにと思って他の町村の選挙費用公費負担の状況を確認したところ、これは例えばですが、福岡県の粕屋町、こちらでは公表されている日付が今年の2月の公表だったのですけれども、すでに31万6,250円という数字が載っておりまして、このどうにも改正の根拠政令と他町村の数字と一致しないという状況が確認できましたので、詳細について説明を求めたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ただいま選挙に関してポスターに係ります単価の改定部分についてご質問ございました。これまで本町では4万円のところが31万6,250円という改正になったということでのご質問かというように思います。これに関しては、すでに令和4年4月6日付けの国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行についてということで通知がございまして、令和4年4月6日の段階で改正の方がお知らせされていたという状況でございます。

今回、令和7年の6月でのこの法律施行に関する通知の中では、今回示されておりますビラの作成単価及びポスター作成の単価についての改正ということでございまして、すでに先程申しました31万6,250円の単価につきましては、令和4年の段階で国の方での改正が示されていたということでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） そうなりますと、提案理由は政令第200号だけではなくて、令和4年4月6日の改正条文も引っ張ってこなければならない話ではないかというように感ずることが1点。なぜその令和4年の改正内容が盛り込まれなかつたのか。その当時、令和4年の段階で改正しなかつたのか、その経緯についても併せて説明をお願いしたいと思います。

正しい形に改正するというのは当然あるべき姿なわけですけれども、令和4年4月にはもう政令が改正になっていたにも関わらず条例が改正になっていなかつた。その結果、今年の2月に私ども町議会議員選挙が執行されたわけですが、その段階の基準値、先程説明しましたとおり5万4,000円のものが本来は33万2,000円ほどの上限額に引き上げになるはずということを考えますと非常に矛盾を感ずる。極端に言えば損害賠償にも発展する話かなというように思うのですが、実際に今年2月の町議会議員選挙において、今紹介しました数字によっての不利益を被った候補者はいらっしゃらなかつたのか。答弁を求めたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 先程議員おっしゃいましたとおり、このポスター作成のいわゆる企画費になるのがこの31万6,250円でございます。一般の印刷する部分については先程の単価になるわけでございますけれども、この企画費31万6,250円が議員おっしゃいましたとおり非常に高額な単価でございまして、この単価でポスターを作成するといった場合に本町といたしましては、従来の金額、企画費に関しては4万円という金額ではあつたんですけども、それでポスターを作成する分には十分に足り得るのではないかというような

ことで、これまで本町では4万円という単価で据え置いてきたというように認識をしているところでございます。ただ今回、国の単価等の改正、もろもろの改正がございましたので、これに合わせまして、この企画費の部分も国相當に合わせるのが適切ではないかというようと考えているところでございます。

損害賠償とかそういう不利益を被ったというようなお話をございましたけれども、その辺に関しましてはこちらの方では把握はしていないところでございますが、印刷、ポスター等を作成する際に、議員の皆さまが印刷会社等に依頼をする際に、その企画費等でやはり4万円の単価では非常に低過ぎるというような見解があったのかどうなのか。その辺については、こちらの方ではまだ把握はできていなかったところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今4万円を31万某に引き上げる内容については企画費というような説明はありましたが、一般的にデザイン料というような表現で執行している市町村もあるようなんすけれども、これは印刷費総額に含まれるという規定になってますので、なぜ三川町はこれまで国の公職選挙法の政令に基づいた形で公費負担を行ってきたものが、この4万円だけは余計な配慮をして、高すぎるという判断で4万円に据え置いてきたということは少し考えにくい話で、単に改正の時期を失念したのではないかというように考えられるわけですけれども、その辺の経過という意味でもう一度説明を求めると思いますが、決して町の判断で企画費を支給しなくてもいいというような根拠法令はないはずですよね。そこは確認したいと思います。

先程、粕屋町というところを紹介しましたけれども、他の市町村でも紹介したとおり、デザイン料ということで、敢えて単価を出してポスター掲示枚数、印刷枚数を乗じて総額のポスター公費負担分ということで算定しているところもありました。ということは町の判断、自治体判断でその企画費、デザイン料たるもの引き下げるということは考えにくいというように感じての質問ですので、十分これまでの考え方、経緯を再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） デザイン料の考え方についてというようになりますけれども、本町として一般的な相場というところをまず鑑みまして4万円という単価でこれまで来たというように認識をしております。当初の段階からその辺の積算に関しましては、こちらの方でもそれぞれ印刷会社等々の状況等を鑑みましてそれぞれ設定をしてきたというように認識をしているところでございます。議員おっしゃいますことも当然分かりますので、今回の改正に至りましては、国の方にこの度は準拠して、非常に高い単価になってしまったような形ですけれども、あくまでこのポスターの印刷に関しては本町の掲示場分、つまりは27枚に関してのみが交付される部分でございます。それに関しての企画料というようになりますので、その辺については少し金額的にはいかがなものかというところは確かに分かるところではございますけれども、あくまで国に準拠する形で今回は設定をしたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 4万円からいきなり31万円に跳ね上がるわけはないんですよ。今回の提案理由に書いてあります第200号、これにおいて、やはり同じようにポスターの大きな、いわゆるデザイン料的なものの改正が載っているんですが、27万655円から29万3,400円という、通常であれば大体1割とか2割、印刷費が高騰しているということでアップする、引き上げるということが考えられるわけですけれども、4万円から31万円ということは途中の改正を失念していたのではないかというように感じられますので、その辺の経緯を改めて調査して報告を求めるべきだと思います。

先程の質問の中でまだ答弁いただいているのが、5万4,000円の支給対象上限だったものが33万2,100円に引き上げになったという上限、これが本来であれば令和4年の改正もあったわけですので、今年の議会議員選挙においては、場合によってはペナルティ的な低い金額に抑えられている状況も懸念されるわけですので、その辺も調査して、損害を与えたという場合の町の対応についての見解も求めたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 当初の企画費、デザイン料が4万円という金額であったことが今回改正になったわけでございますけれども、その金額においてこれまでの選挙におけるポスター作成の中でペナルティというようなお話をございましたが、印刷に関しての皆さまの方にご負担を与えてしまったのかどうかということに関しましてはまだ把握できていないところでございますけれども、町といたしましてはその単価に関しましては、これまでも適切な単価としてこの4万円で十分なポスター作成ができるというようなことを見込んだ上で計上していたところでございますので、その辺についてはご理解いただきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第61号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立7名 不起立1名）

○議長（町野昌弘議員） 起立多数であります。したがって、議第61号「三川町議会議員及び三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、議第62号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議長(町野昌弘議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(町野昌弘議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部誠町長) ただいま上程されました、議第62号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、人権擁護委員であります庄司睦子氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となることから、再度、庄司氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、庄司氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和49年3月鶴岡商業高等学校を卒業後、平成28年までの42年間、会社勤務をなされ、その間、医療、介護の業務にも携わるとともに、福祉についても学ばれた経験をお持ちの方であります。

また、平成13年から平成25年までの12年間は、三川国際交流協会副会長として本町の国際交流の推進にご尽力いただくとともに、令和2年からは、三川町学校運営協議会、三川町要保護児童対策地域協議会、情報公開・個人情報保護審査会の委員に就かれ、令和3年12月からは、横山っ子育成ネットワーク協議会会长としてご尽力をいただいている方であります。

さらに、令和2年1月に人権擁護委員就任後は、人権教室や人権の花等による啓発活動、人権相談等に積極的に活動され、人権擁護委員の職務に精励されております。

このように、庄司氏は地域住民の人望も厚く、人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度、推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(町野昌弘議員) この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第62号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第62号「人権擁護委員候補

者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員）　日程第4、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員）　本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員）　異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和7年第5回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前10時03分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和7年9月11日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番